

2030 赤穂市総合計画

(案)

目次

序論

第1章 計画の概要	3
1 策定の趣旨	3
2 計画の位置づけ	3
3 計画の構成	3
4 計画の期間	4
5 関連個別計画との関係	4
第2章 計画の背景	5
1 社会の潮流	5
2 本市の地域特性	7
3 市民等の意向	9

基本構想

第1章 2030 赤穂市ビジョン	17
1 2030年（令和12年）に向けた赤穂市の将来像	17
2 将来人口の長期的見通しと目標	20
3 土地利用の方向性	21
第2章 将来像実現に向けた4つの柱	22
第3章 総合計画を推進していくために	24
総合計画体系図	25

基本計画

第1章 安心 誰もが健やかに暮らせる安心と安全のまちづくり	
政策（1）誰もが安心して暮らせる地域社会の構築	
①多様なつながりと支え合いによる地域福祉を進める	30
②すべての子どもと子育て家庭を地域全体で支える	32
③障がいの有無に関わらず尊重しあえる共生社会を実現する	34
④高齢者が生きがいをもって健やかに暮らせる環境をつくる	36
⑤社会保障制度を適切かつ健全に運営する	38
政策（2）健康づくりの推進といのちを守る地域医療の充実	
⑥市民一人ひとりの主体的な健康づくりを支援する	40
⑦市民が安心できる地域医療体制をつくる	42
政策（3）安全な暮らしを実現する強靱な都市基盤の整備	
⑧災害に強い安全で強靱なまちをつくる	44

⑨安心な暮らしを支える消防・救急体制をつくる	46
⑩交通事故や犯罪のない安全な暮らしを実現する	48
第2章 快適 自然環境と都市環境が調和した住みやすいまちづくり	
政策（4）快適で魅力ある都市空間の形成	
⑪地域の特性に応じた土地利用を推進する	52
⑫利便性・機能性の高い道路網と公共交通体系を構築する	54
⑬水とみどり豊かな都市をつくる	56
政策（5）自然環境の保全と住環境の充実	
⑭豊かな自然環境・生活環境を保全する	58
⑮快適で潤いのある住環境をつくる	60
第3章 元気 産業と地域資源を活かした魅力あふれるまちづくり	
政策（6）活力とにぎわいのある地域産業の振興	
⑯活力とにぎわいのある農業・漁業を実現する	64
⑰地域産業を振興し就労環境を充実する	66
⑱魅力と集客力のある観光を振興する	68
政策（7）さまざまな人・地域との活気ある交流の促進	
⑲特色ある地域間交流を推進する	70
⑳住み続けたい赤穂市の魅力で移住・定住を促進する	72
第4章 人 歴史と文化が息づく人とコミュニティを育むまちづくり	
政策（8）次代を担う人材を育てる教育の推進	
㉑夢と志を育むことのできる教育環境をつくる	76
㉒未来を拓く青少年の若い力を育てる	78
政策（9）歴史や文化、スポーツを通じた市民が活躍できる地域コミュニティの構築	
㉓生涯にわたり主体的に学び楽しめる環境をつくる	80
㉔互いが尊重しあいすべての人が 自分らしく生きることができる社会を実現する	82
㉕歴史文化遺産を保存継承し未来に向けて活用する	84
㉖地域の多様なコミュニティ活動を活性化する	86
政策（10）市民と協働する市政運営の推進	
㉗市民に開かれた健全で効率的な行財政運営を推進する	88
2030 赤穂市総合計画の施策と SDGs との関係性について	91

2030 赤穂市総合計画

序論

(案)

第1章 計画の概要

1 策定の趣旨

総合計画は、長期的なまちづくりの基本的な方向性を定めた市政運営の指針となるものです。

前総合計画（2011年（平成23年）～2020年（令和2年））では、掲げた政策・施策の実施により、52,000人を目標人口としていましたが、少子高齢化により人口減少は進み、今後その傾向が続くことが予想されます。

このように人口が減少し続けるということを現実として受け止め、目指す将来像・目標を明らかにし、将来にわたりまちの活力を保ち続けるため、また本市の魅力を未来に引き継いでいくため2030赤穂市総合計画（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

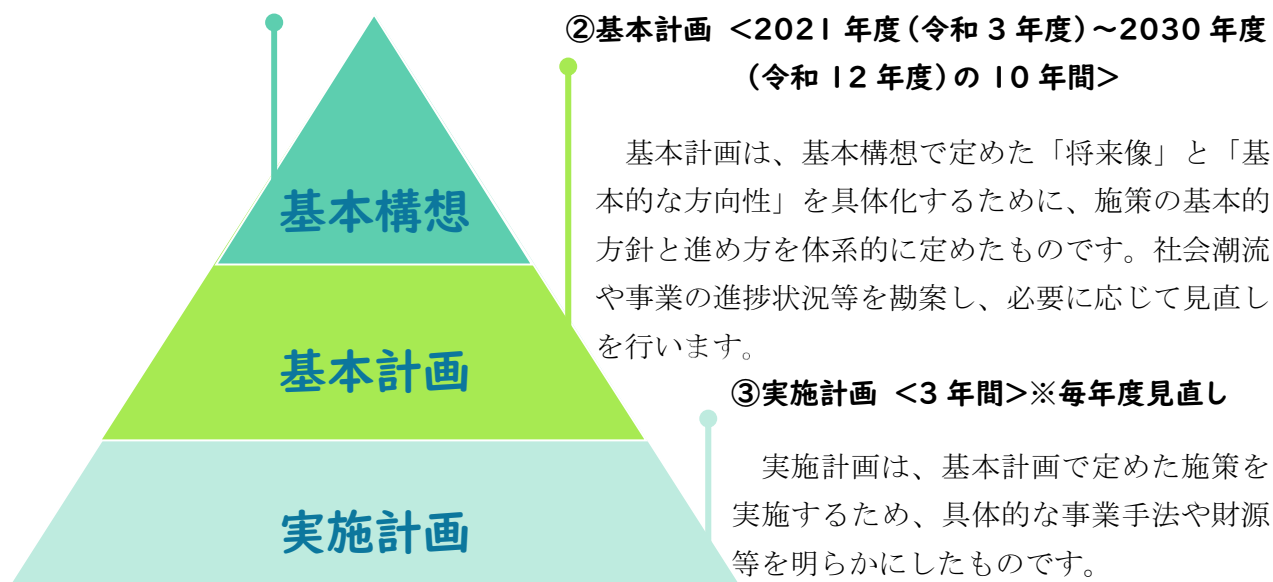
本計画は、市政運営における最上位の計画として位置付けるとともに、市民・各種団体・事業者・行政が協働してまちづくりを進めていくための方向性を示す基本的な指針となるものです。

3 計画の構成

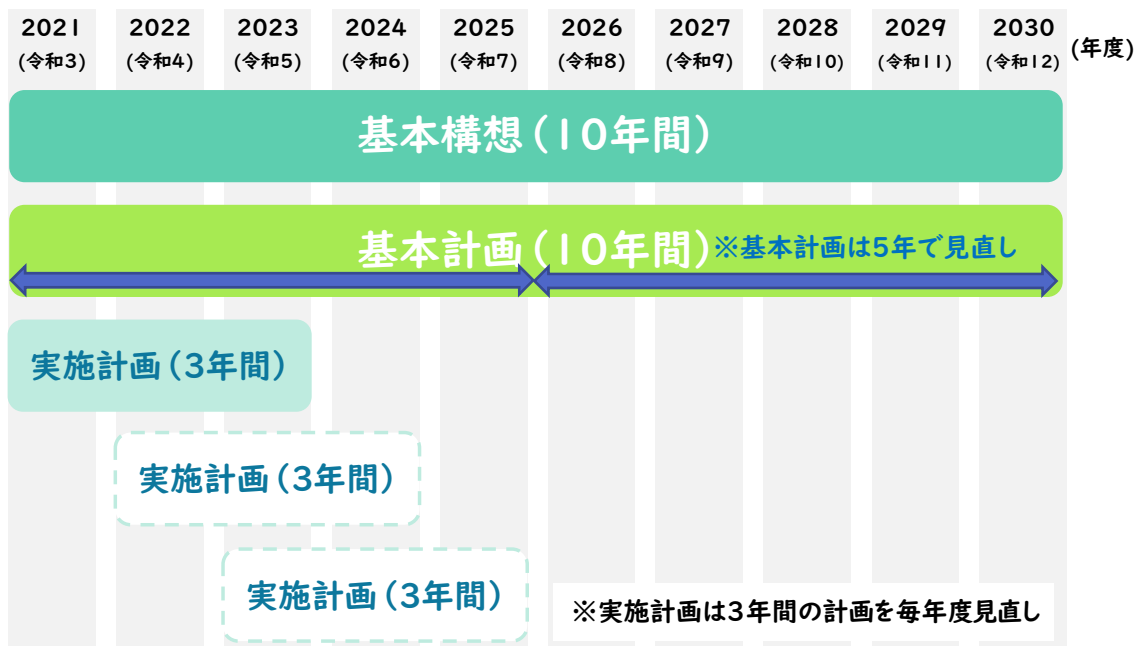
本計画は、「基本構想」と、「基本計画」および「実施計画」で構成します。

①基本構想 <2021年度(令和3年度)～2030年度(令和12年度)の10年間>

基本構想は、基本計画と実施計画の基礎となり、赤穂市の目指す「将来像」と「基本的な方向性」を定めたものです。



4 計画の期間



5 関連個別計画との関係

本計画は、市政運営における最上位の計画となることから、それぞれの部署において策定している個別計画の内容を概ね網羅する計画となっています。基本的には、本計画を市の方針として位置づけ、各個別計画において詳細な内容を定めることにより、一体的に事業を実施していきます。

第2章 計画の背景

I 社会の潮流

① 人口減少・少子高齢社会の到来

国立社会保障・人口問題研究所が2018年（平成30年）に公表した将来推計人口によると、日本の将来人口は、2015年（平成27年）の1億2,709万人から2065年（令和47年）には8808万人と、今後50年間でおよそ3割減少するものと推計されています。高齢化率は2015年（平成27年）の26.6%から、団塊の世代が75歳以上になる2025年（令和7年）には30.0%、2065年（令和47年）には38.4%に上昇するものと推計されています。

このような人口減少・少子高齢社会の到来は、働き手である生産年齢人口の減少、それに伴う経済規模の縮小、社会保障制度と財政の持続可能性のリスクの高まり、社会の活力の低下をもたらすなど、2025年問題として広く考えられており、子どもを産み育てたいと思える社会、年齢・性別によらず誰もが就労やボランティア活動等に活躍できる社会、ワーク・ライフ・バランスのとれた社会づくりなどが求められています。

② 人生100年時代の到来

国立社会保障・人口問題研究所が2018年（平成30年）に公表した推計によれば、日本人の平均寿命は2018年（平成30年）の男性81.25歳、女性87.32歳から、2065年（令和47年）には男性84.95歳、女性91.35歳と見込まれています。また、100歳以上の人口は2015年（平成27年）のおよそ6万2千人から2065年（令和47年）には54万7千人と推計されています。

平均寿命の延伸に伴い、介護予防やフレイル予防により健康寿命を延ばすことや、生涯にわたる健康づくり対策の充実、幼児教育から社会人の学び直しなど生涯にわたる学習機会の充実、労働者が何歳になっても必要な能力やスキルを身につけることができるリカレント教育の充実などが求められています。

③ 安全・安心の確保への関心の高まり

大型台風や集中豪雨、地震などの自然災害が多発していることや、南海トラフ巨大地震への懸念など、災害に備えた強靱なまちづくりが必要です。また、子どもや高齢者を狙った犯罪、悪質な運転による交通事故など、身の回りで発生する事件や事故が多様化・複雑化するとともに、新型インフルエンザ等新たな感染症への対応など、安全・安心対策の拡充が求められています。

④ 環境問題に対する意識の高まり

世界的な人口の増加や経済活動の拡大に伴う地球温暖化や生態系の破壊など、地球規模での環境問題の深刻化を背景として、環境への関心は高まりを見せており、東日本大震災を契機とした再生可能エネルギーの利用や省エネルギーなどの取り組みも注目されています。

環境問題の根底には、社会経済活動や人々の生活スタイルの変化といった現代社会特有の要因があり、環境負荷の少ない循環型・低炭素社会を実現するため、地域、家庭、事業者および行政がそれぞれの立場で行動していくことが求められています。

⑤ 雇用・労働環境の確保、高度情報技術の進展

経済活動のグローバル化が進む中、製造業の生産拠点の海外移転や外資系企業の国内進出等産業構造が変化しています。

また、少子高齢化の進行、団塊の世代の退職などにより、労働力人口の減少が現実となる中、女性や高齢者、外国人雇用のあり方など、労働環境の改善・整備が求められています。

さらに、スマートフォンが個人の生活に深く浸透するなど、IoT技術が身近なものになるとともに、AIなどさまざまな技術開発が急速に進んでおり、経済・社会、まちづくりなど多方面にわたる活用が求められています。

⑥ 地域のつながりの大切さの再認識

孤立死やひきこもりなどにみられる社会的孤立、病気や貧困、虐待など世帯での複合的な課題、災害など、生きづらさやリスクが多様化・複雑化しています。一方で、地域における近所づきあいの低下や自治会など共同体機能の低下、世帯規模の縮小など、個人や世帯を取り巻く環境が大きく変化しています。

このような中、制度・分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、安全・安心な地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現が求められています。

⑦ 住民ニーズの多様化・複雑化と行財政改革の推進

地方分権の進展により、地域住民に最も身近な市町村の果たす役割と責任の範囲が拡大していますが、地域住民のニーズの多様化・複雑化に合った施策の推進と、単独では難しい施策などは近隣の市町村との連携による「広域連携」の取り組みも求められています。

また、人口減少・少子高齢社会の到来は、税収の減少の一方で社会保障関連経費の増加をもたらすことが予測され、税収の増加につながる地域産業の活性化や雇用創出の取り組み、事業の選択と集中による効果的・効率的な行財政改革・運営が求められています。

さらに、上下水道をはじめ公共施設等の老朽化が進む中、インフラの計画的な維持管理・更新等を推進することが求められています。

2 本市の地域特性

(1) 位置・地勢

本市は、兵庫県の南西部、岡山県との県境に位置し、東は相生市、西は岡山県備前市、北は上郡町と接する面積 126.85k m²のまちです。

市域のほぼ中央を名水百選にも選ばれた清流千種川が流れ、北には緑豊かな山々が連なり、南には瀬戸内海国立公園の美しい海岸線が広がっているといった自然環境に恵まれた地域です。

(2) 交通

市内には、J R 山陽本線に 1 駅、J R 赤穂線に 4 駅があり、このうち、播州赤穂駅は、市の玄関口として、通勤・通学等で多くの市民が乗降し、観光客にも多く利用されています。

また、赤穂インターチェンジのある山陽自動車道、国道 2 号、国道 250 号、国道 373 号などの幹線道路が走り、広域交通アクセスが確保されています。

さらに、路線バスが基幹的な移動手段の役割を担い、バス交通不便地域において市内循環バスと備前市や上郡町を結ぶ東備西播定住自立圏圏域バスを運行するほか、有年地区ではデマンドタクシーを運行しています。

なお、民間タクシー会社が市内南部地域を中心エリアとして一般乗用タクシーを運行しています。

(3) 歴史・沿革

赤穂市の北部では、有年原・田中遺跡や東有年・沖田遺跡に代表される古代遺跡が多く発見され、縄文時代から人々が暮らしていたと言われています。弥生時代中期に農耕集落が形成され、弥生時代末には海浜部で「土器製塩」と呼ばれる製法で、塩づくりが始まっています。

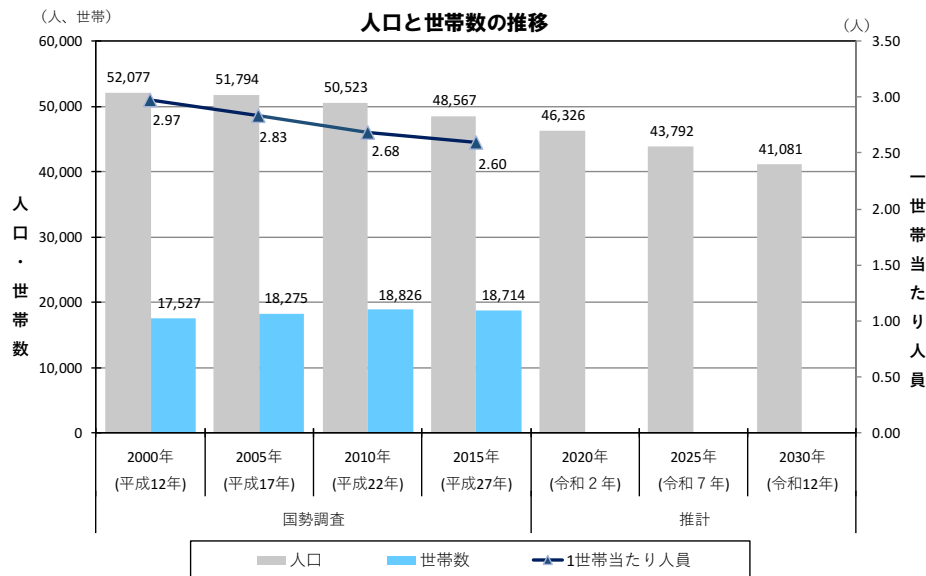
戦国時代には中国地方東部を治めた武将宇喜多氏の領地となり、千種川河口の中広南部と坂越港が発展しました。江戸時代に入ると赤穂藩が成立し、浅野氏が藩主の時に現在の赤穂城と城下町が形成されます。この時期、入浜塩田など、塩田開発も盛んに行われ、産出された塩は「赤穂塩」と呼ばれ、坂越から出航した塩廻船により全国に移出されています。

明治の廃藩置県で、赤穂藩は赤穂県、姫路県、飾磨県を経て兵庫県に編入されます。昭和になると紡績工場などが進出し、工業都市としての発展を遂げ、1951 年（昭和 26 年）、赤穂町、坂越町、高雄村の合併と同時に赤穂市制が施行されました。その後、1955 年（昭和 30 年）に有年村、1963 年（昭和 38 年）に岡山県日生町大字福浦地区が加わり、現在の赤穂市域が形成されました。

以後、住居地域と工業地域の開発、公共施設の整備、史跡の保護を進め、現在も公民一体の魅力あるまちづくりに取り組んでいます。

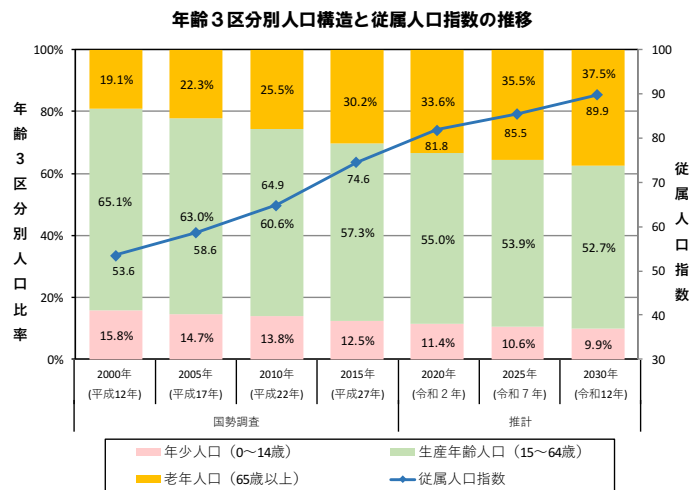
(4) 人口の推移

本市の人口は、2000年（平成12年）前後をピークに減少に転じ、今後も減少基調で推移していくことが予測されています。



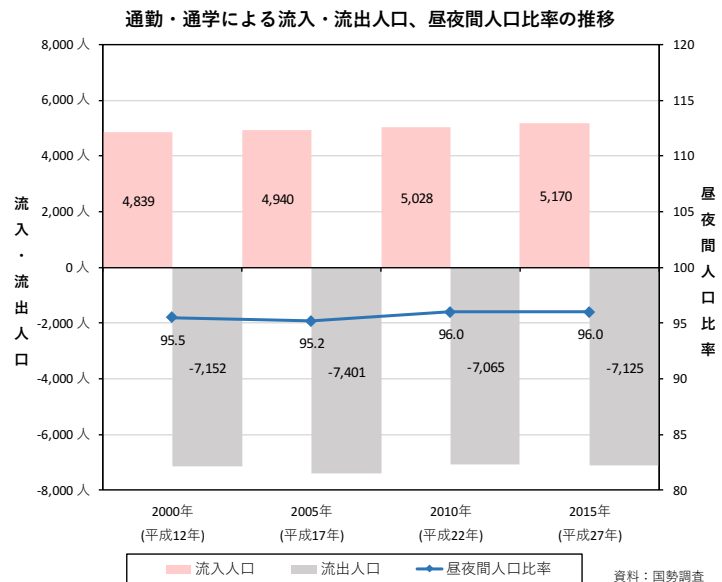
少子高齢化が進み、2015年（平成27年）の年少人口率は12.5%、老年人口率（高齢化率）は30.2%となっています。

また、従属人口指数（働き手である生産年齢人口100人が年少人口および老年人口を何人支えているかを示す比率）はこの10年間で急激に上昇し、今後もますます高くなることが予測されます。



通勤・通学による流入人口はわずかながら増加傾向にあり、一方、流出人口は増減しながら推移し、流出超過が続いています。

昼夜間人口比率（常住人口（夜間人口）100人に対する昼間人口）は、大きな変動がなく、2000年（平成12年）以降は95~96台で推移しています。



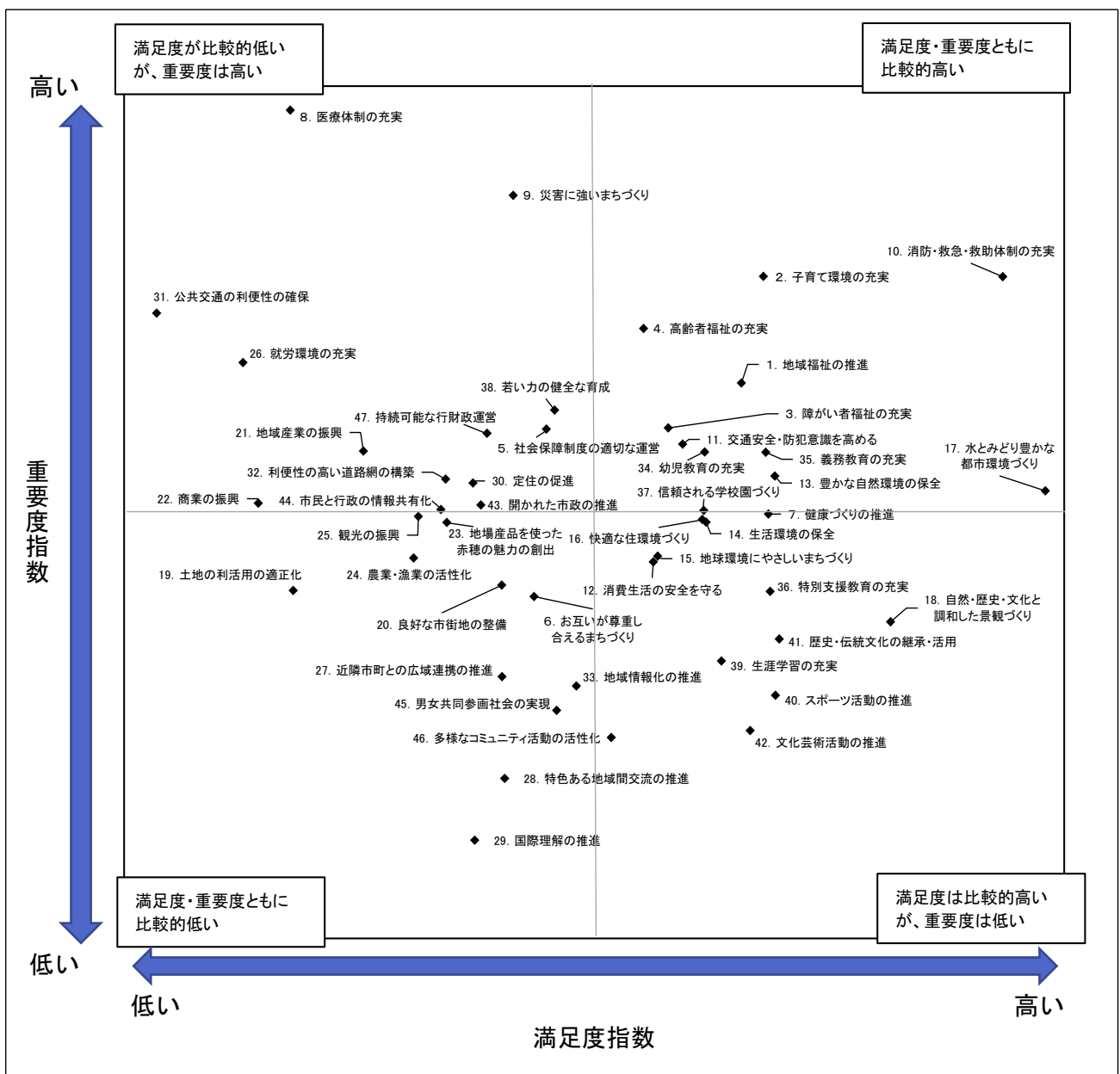
3 市民等の意向

(1) 全世帯市民アンケート調査結果から

調査対象	市内全世帯
実施期間	2019年（令和元年）7月10日～2019年（令和元年）7月31日

前総合計画（47 施策）のまちづくりに対する満足度、重要度についての相関関係を表にまとめています。

満足度と重要度の相関関係



○満足度ランキング

満足項目ベスト5		不満項目ベスト5	
1	17.水とみどり豊かな都市環境づくり	1	31.公共交通の利便性の確保
2	10.消防・救急・救助体制の充実	2	8.医療体制の充実
3	18.自然・歴史・文化と調和した景観づくり	3	22.商業の振興
4	13.豊かな自然環境の保全	4	26.就労環境の充実
5	2.子育て環境の充実	5	19.土地の利活用の適正化

○重要度ランキング

重要項目ベスト5		重要でない項目ベスト5	
1	8.医療体制の充実	1	29.国際理解の推進
2	9.災害に強いまちづくり	2	28.特色ある地域間交流の推進
3	31.公共交通の利便性の確保	3	27.近隣市町との広域連携の推進
4	10.消防・救急・救助体制の充実	4	42.文化芸術活動の推進
5	2.子育て環境の充実	5	45.男女共同参画社会の実現

〈赤穂市が力を入れるべき事業〉

- 医療サービスの充実のための事業
- 安心して子どもを産み、育てやすい環境を整備する子育て支援事業
- 産業を盛んにし、雇用の場を確保する事業
- 高齢者や障がいのある人がいきいきと暮らせるための事業

(2) 赤穂市大学生アンケート調査結果から

調査対象	関西福祉大学の学生
実施期間	2019年（令和元年）7月3日～2019年（令和元年）7月31日

〈赤穂市が力を入れるべき事業〉

- 安心して子どもを産み、育てやすい環境を整備する子育て支援事業
- 若者の結婚支援や魅力のある定住支援事業
- 高齢者や障がいのある人がいきいきと暮らせるための事業
- 魅力ある都市景観を形成する事業

(3) 中学生アンケート調査結果から

調査対象	赤穂市内中学校に通う中学2年生
実施期間	2019年（令和元年）7月3日～2019年（令和元年）7月19日

〈自分が市長になった場合に取り組むまちづくり政策〉

- 子どもが伸び伸びと育つまちづくり
- 災害や犯罪のないまちづくり
- 安全で安心して暮らせるまちづくり
- お年寄りや障がいのある人にやさしいまちづくり

(4) 転出者アンケート調査結果から

調査対象	市から転出された18歳以上の男女(無作為抽出)
実施期間	2019年(令和元年)7月23日~2019年(令和元年)8月6日

〈転出することになったきっかけ〉

- 仕事の都合(就職、転勤、転職、退職など)
- 家庭の都合(結婚、親の介護など)

〈居住地の選択において重視する点〉

- スーパーなど買い物が便利なこと
- 治安が良いこと
- 鉄道駅に近いこと
- 公共交通(バス)の利便性がよいこと
- 医療機関が充実していること

(5) 転入者アンケート調査結果から

調査対象	市に転入された18歳以上の男女(無作為抽出)
実施期間	2019年(令和元年)7月23日~2019年(令和元年)8月16日

〈転入することになったきっかけ〉

- 仕事の都合(就職、転勤、転職、退職など)
- 家庭の都合(結婚、親の介護など)

〈居住地の選択において重視する点〉

- スーパーなど買い物が便利なこと
- 治安が良いこと
- 医療機関が充実していること
- 鉄道駅に近いこと

(6) 高校生ワークショップから

〈ワークショップ成果のまとめ〉

- ① 赤穂市の魅力は、自然の豊かさ、塩や忠臣蔵といった有名なものがたくさんあることや、映画館があること。
- ② 赤穂市の課題は、電車の本数が少ない、バスが利用しにくい。
- ③ 赤穂市が力を入れて取り組むべきことは、赤穂市の魅力などを市外へSNS等を活用して情報発信し、赤穂市の良さを知ってもらう。

(7) 市民ワークショップから

〈全ワークショップ成果のまとめ〉

- ①赤穂市の山・川・海といった自然、忠臣蔵に代表される歴史に誇りを持ち、この魅力を広く世の中に情報発信する。
- ②10年後もより活気があり、子どもからお年寄りまで笑顔あふれる安全で安心してらせるまちづくり。

(8) 赤穂未来創造委員会からの提言

①安心して出産し、子育てしやすい体制づくり

- (i)市民病院産婦人科における分娩の受入再開
- (ii)出産から子育てまで切れ目のない支援
- (iii)出会い、結婚の支援の充実

②健康寿命を延ばし、元気な高齢者が活躍できる場をつくる

- (i)介護予防等の充実
- (ii)豊富な経験と知恵を地域で活かす

③暮らしの安全と安心を守る

- (i)市民の防災意識の向上を図る
- (ii)環境問題への適切な対応

④子どもから高齢者まで「学ぶ」機会づくり

- (i)子どもが学ぶ機会への多様な関わり
- (ii)学び直し（リカレント教育）の充実
- (iii)生涯スポーツの健康づくりや地域における文化芸術活動の振興

⑤産業の担い手づくりと活性化

- (i)人材の確保と担い手づくり
- (ii)広域的な取り組みの推進

(9) 赤穂市議会からの意見（2020年3月30日提出）

これまでの赤穂市総合計画においては、人口の増加または維持を前提としており、その中で政策を定め施策を展開することで行政運営を図り、総合計画に掲げるまちづくりの実現を図ってきたところである。

わが国における人口減少・少子高齢化の進展に伴い、今回策定する2021年（令和3年）から10年間の本市のまちづくりは、初めて人口減少を前提とすることとなり、さらに近年多発する大規模災害や急速に変化する社会情勢や制度の改正などに対し迅速かつ的確に対応する行政運営が求められると考える。

人口減少を見据えたまちづくりを推進するにあたっては、地域におけるさまざまな人々の活躍があつてこそ成しえるものであり、特に女性のまちづくり等への積極的な参画は不可欠であると考えます。

また、本市におけるスポーツの持つ多様な意義を踏まえ、健康とスポーツを軸としたスポーツ先進都市の実現に向けた取り組みは、健康の増進のみならず地域の人々の連携に繋がるものであり非常に特筆すべき事項であると考えます。

それら本市を取り巻く背景や本市の特色ある事項を十分に考慮され、新たな本市まちづくりの行政運営の指針となる「総合計画」の策定を望むものである。

2030 赤穂市総合計画

基本構想

(案)

第1章 2030 赤穂市ビジョン

I 2030年（令和12年）に向けた赤穂市の将来像

～ これからのまちづくりに向けて ～

人口減少社会を迎え、これからのまちづくりは、これまでのような右肩上がりの拡大・成長を目標とするような方向性から、市民や来訪者等の多様なライフスタイルや価値観に対応した新しいまちづくりへの方向性が求められています。

赤穂市においても、将来的に人口規模やまちの規模は小さくなることが予測されますが、一方で、私たちの暮らしが充実感に欠けるものになることは避けなければなりません。

これからのまちづくりは、人口規模等の縮小を前提にしながらも、「誰一人取り残さない」、「あらゆる主体が持続可能な社会を目指す」といったSDGs（持続可能な開発目標）の理念を取り入れたまちづくりを推進し、市民や来訪者等の喜びと充実感を現在以上に高め、豊かさや暮らしの満足感がより大きなものとなるようなまちづくりを進めていく必要があります。

～ まちづくりの3つの視点 ～

人口減少抑制の視点

将来的な人口の減少は避けられませんが、赤穂市としての市政運営を安定的・持続的なものとするために、人口減少の抑制を図るとともに、少子高齢化に適切に対応できるまちづくりの方向性が重要です。

地域共生社会構築の視点

将来的な人口構造等の変化を踏まえながら、官民を問わず、サービスの“支え手”“受け手”といった関係を超え、市民や地域の多様な主体が参画しつながら、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会（地域共生社会）の実現を目指すまちづくりの方向性が重要です。

地域活性化の視点

自然や歴史・文化・伝統など地域の特性を踏まえた経済の活性化、雇用機会の創出を図り、また、次世代を見据えたAIやIoTなどの活用により、将来にわたって人が集い、賑わいをもたらすようなまちづくりの方向性が重要です。

自然と歴史に育まれ 笑顔と希望があふれる活力あるまち

～自然と歴史に育まれ～

- 瀬戸内海国立公園の美しい海岸線、名水百選にも選ばれた清流千種川、日本遺産である赤穂の塩・北前船寄港地、古代ロマンあふれる有年の遺跡など、誰もが癒され、楽しめる本市の多様な自然・歴史資源を大切にするとともに、これらを活用しながら、次世代へ継承していきます。

～笑顔と希望があふれる～

- 市民の誰もが、将来にわたって、自分らしく、生きがいをもって心地よく暮らせる、笑顔と希望があふれるまちを目指します。
- また、ひとりの笑顔がみんなの笑顔につながる共生のまちづくりを進めます。

～活力あるまち～

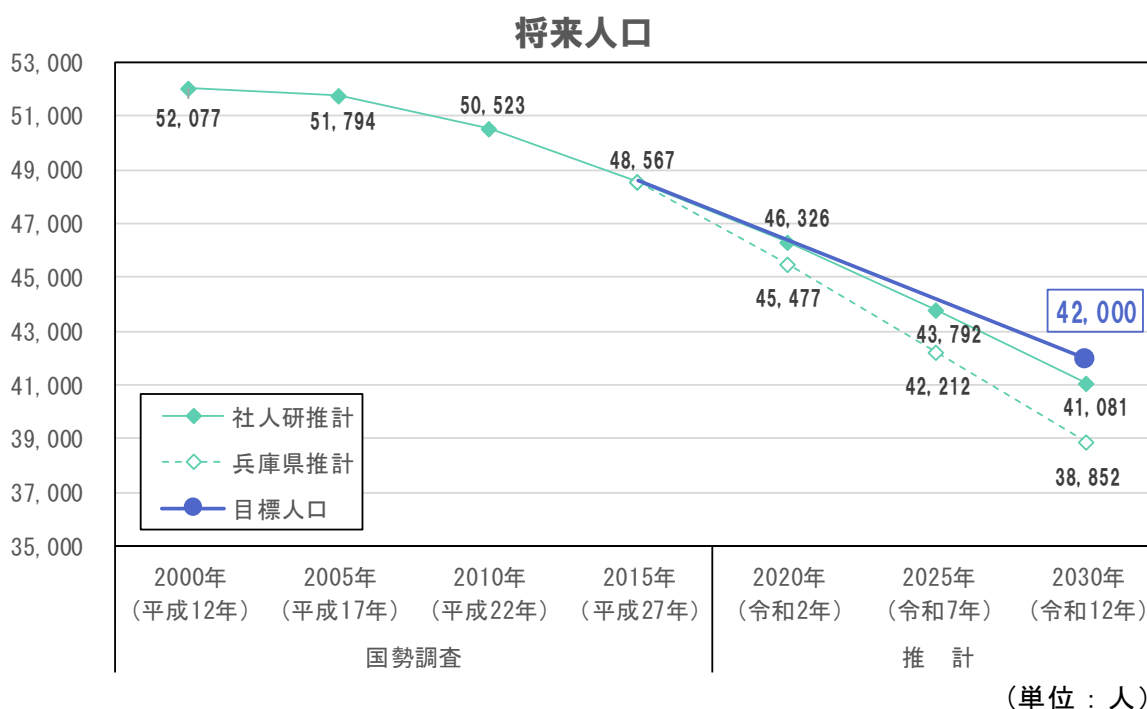
- 市民の誰もが、元気いっぱい活躍している姿の実現と、赤穂の魅力の発信による交流や産業の振興によるにぎわいのあるまちを目指します。

2 将来人口の長期的見通しと目標

全国的に少子高齢化が進み、人口減少時代にある我が国において、赤穂市も例外ではなく、国勢調査に基づけば2000年（平成12年）以降、人口減少傾向の中で推移しており、2015年（平成27年）には5万人を下回り48,567人となっています。

こうした状況の中で、国立社会保障・人口問題研究所による「日本の地域別将来推計人口」（2018年（平成30年）推計）（以下、「社人研推計」という。）では、今後も人口減少が続き、2030年（令和12年）には41,000人程度と想定されています。

また、兵庫県による「兵庫県将来推計人口」（2019年（令和元年）推計）（以下、「兵庫県推計」という。）では、2030年（令和12年）には39,000人程度と想定されています。



	国勢調査				推計		
	2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)	2025年 (令和7年)	2030年 (令和12年)
社人研推計					46,326	43,792	41,081
兵庫県推計	52,077	51,794	50,523	48,567	45,477	42,212	38,852
目標人口							42,000

このように想定される中で、「総合戦略」を含む本計画に基づく人口減少対策や将来都市像の実現を通じて、人口減少傾向の緩和へと導き、2030年（令和12年）には42,000人を超える規模の人口確保を目指すこととします。

2030年（令和12年）の目標人口：42,000人

3 土地利用の方向性

土地は、市民の生活と生産に通ずる諸活動の重要な基盤であり、現在と将来に向けて豊かさを育む大切な資源です。したがって、土地の利用は、市民の理解と協力のもと、恵まれた自然環境および美しい景観の保全を図りつつ、本市の自然的、社会的、経済的、文化的条件に配慮しながら、以下のような方向性で計画的に行っていきます。

～市街地・住宅地～

市街地においては、空き店舗、空家・空地の有効利用および既存住宅ストックの有効活用を図ります。また、災害に対する安全性を総合的に高めるとともに、公園・緑地の充実、親水空間の確保に努め、ゆとりと潤いのある安全で快適な市街地の形成を図ります。

住宅地については、住宅周辺的生活関連施設、土地区画整理事業、地域防災力の向上とあわせて密集住宅市街地整備促進事業等を計画的に進めながら、良好な居住環境が形成されるよう、必要な用地の確保を図ります。

～工業地～

事業の拡大やグローバル化、情報化の進展等に対応した既存の工業用地や未利用地の有効活用を図るとともに、新たな産業・物流インフラ等の動向等を考慮し、環境の保全に配慮しつつ、生産機能の高い土地利用を図ります。

～農地・森林～

農地については、農産物の需給動向に対応した付加価値の高い農業振興、自然環境保全等、農業の有する多面的機能の維持・発揮を図ります。また、生産効率を高め、農業の担い手を確保するため、農地の集積・集約を推進していきます。

森林については、水源、温室効果ガスの吸収、生物多様性の保全、土砂流出防止など、防災上重要な役割を果たしているため、適正な保全・管理を進めます。

～道路～

地域間の交流および産業活動を促進するとともに、災害時における輸送の多重性・代替性を確保し、土地の有効利用および安全・安心な生活・生産基盤の整備を進めるため、必要な道路用地を確保します。整備にあたっては、道路の安全性、快適性や防災機能の向上に配慮するとともに、道路緑化の推進、環境の保全にも十分配慮し、ユニバーサル社会に対応した道路環境の保全・創造に努めます。

第2章 将来像実現に向けた4つの柱

1 安心

～ 誰もが健やかに暮らせる安心と安全のまちづくり ～

〈 誰もが安心して暮らせる地域社会の構築 〉

- 身近な地域の中で、市民が互いに支えあい、助け合うことのできる環境・しくみを構築し、出産・子育てから老後まで生涯を通じて安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指します。

〈 健康づくりの推進といのちを守る地域医療の充実 〉

- 市民自らが主体的に健康づくりに取り組むことのできる保健と、安心できる医療の体制・環境の整備を通じて、市民がいつまでも健康に暮らすことのできるまちを目指します。

〈 安全な暮らしを実現する強靱な都市基盤の整備 〉

- 風水害対策、地震対策を含めた総合的な危機管理体制の強化を進め、災害に強い強靱なまちを目指すとともに、日常の防犯、交通安全、消防・救急など、市民の生命・財産を守る環境整備により、安全に安心して暮らすことのできるまちを目指します。

2 快適

～ 自然環境と都市環境が調和した住みやすいまちづくり ～

〈 快適で魅力ある都市空間の形成 〉

- 自然環境と調和した都市基盤の整備を進め、市民が潤いと安らぎを感じることのできる快適で赤穂らしい都市景観の形成を目指します。

〈 自然環境の保全と住環境の充実 〉

- 快適で機能的な住環境の整備を進めるとともに、自然環境の保全、生活環境の向上に取り組み、資源循環型社会の形成を目指します。

～ 産業と地域資源を活かした魅力あふれるまちづくり ～

〈 活力とにぎわいのある地域産業の振興 〉

- 地域資源を活かした産業の充実を図り、赤穂市の地域ブランドの強化・向上により、観光を含めた地域産業の振興とひと・モノが行き交うにぎわいのあるまちを目指します。

〈 さまざまな人・地域との活気ある交流の促進 〉

- 住み慣れた身近な地域における人と人、人と地域とのつながりを大切にし、地域間交流の活性化や広域連携の強化を図り、定住促進を視野に入れた交流が盛んなまちを目指します。

～ 歴史と文化が息づく人とコミュニティを育むまちづくり ～

〈 次代を担う人材を育てる教育の推進 〉

- 子どもを取り巻く教育環境・地域環境の充実を図り、郷土を愛し、夢と希望をもって学び、生きる力を育むことのできるまちを目指します。

〈 歴史や文化、スポーツを通じた市民が活躍できる地域コミュニティの構築 〉

- 市民が生涯にわたって本市固有の歴史・文化等に親しみ、学ぶことのできる環境を整備し、誰もが豊かな心をもっていきいきと、身近な地域コミュニティの一員として暮らすことのできるまちを目指します。

〈 市民と協働する市政運営の推進 〉

- 開かれた行政を推進し、市民の主体的なまちづくりへの参画と協働のまちづくりを促進するとともに、効率的・効果的な行政運営と安定的な財政運営を通じて、赤穂市の新たな未来へとつながる信頼あるまちづくりを目指します。

第3章 総合計画を推進していくために

～ 「人」・「地域」・「団体」が一体となった「協働」のまちづくり ～

総合計画の推進にあたっては、市民の皆さん・まちづくり活動団体・事業者・行政などがまちづくりの目標を共有し、「協働」して取り組んでいくことが重要です。

「協働」という言葉には、お互いの不足しているところを補い合い、ともに協力して課題解決していくといった意味が含まれています。「人」や「地域」や「団体」が、それぞれの責任において対応にあたることも大切ですが、「協働」しながら取り組んでいくことで、より満足感の高い課題解決につながるということが想定されます。

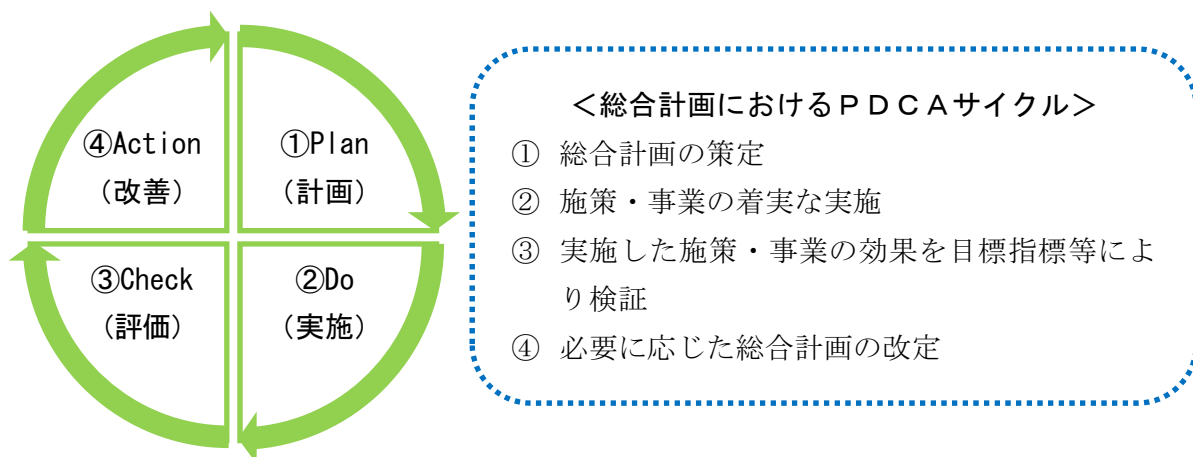
「協働」のまちづくりのために、各主体が、情報を共有し、お互いの考えや想いを理解し合うことに努めましょう。

～ 総合計画におけるSDGs達成に向けた取組の推進 ～

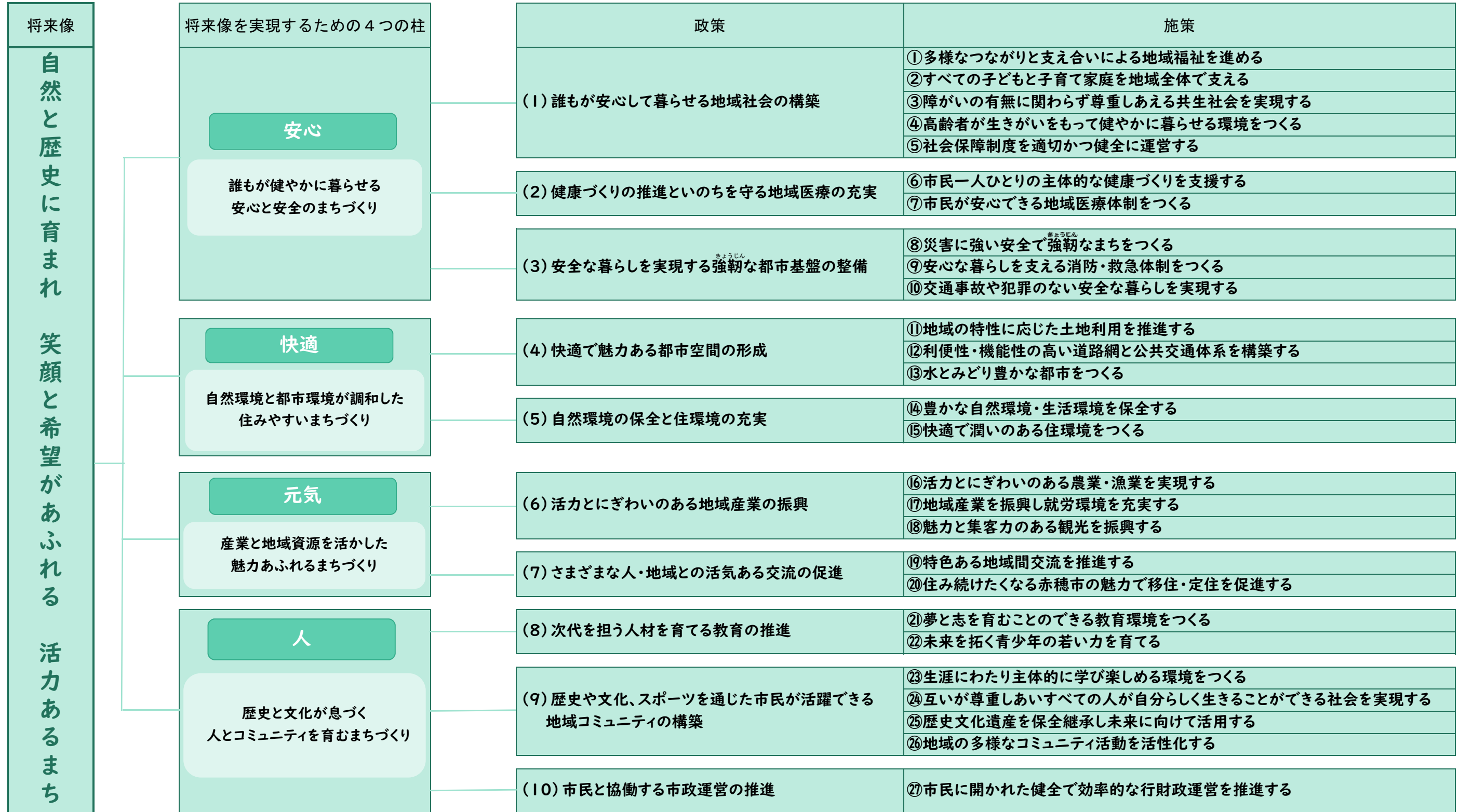
本市のまちづくりの基本的な方向性を示した総合計画に基づく取り組みは、すべての市民の皆さんの生活の質の向上や市民の皆さんをはじめとした幅広いステークホルダーとの連携による取り組みの推進など、SDGsの理念と重なるものであり、総合計画を推進することが、SDGs達成に向けた取り組みを推進することになります。

～ 総合計画の進行管理 ～

計画の進行にあたっては、PDCAサイクルによる進捗管理と着実な計画の進展に向けた改善を行います。施策に対しては可能な範囲で「指標」を設定しており、その推移を把握することで、目標に対する達成状況を確認していきます。



総合計画体系図



2030 赤穂市総合計画

基本計画

(案)

安心

誰もが健やかに暮らせる安心と安全のまちづくり

政 策	<ul style="list-style-type: none">(1) 誰もが安心して暮らせる地域社会の構築(2) 健康づくりの推進といのちを守る地域医療の充実(3) 安全な暮らしを実現する強^{きやうじん}靱な都市基盤の整備
--------	---

① 多様なつながりと支え合いによる地域福祉を進める

現状と課題

- ◆ 少子高齢化や核家族化の進行、ライフスタイルの多様化などにより地域コミュニティが希薄化し、社会的孤立の問題が深刻化しているため、地域福祉推進体制の強化が必要です。
- ◆ 自ら支援を求められない人や、ひきこもりの状態にある人などを把握し、適切な支援に繋げることが必要です。
- ◆ 困窮者の抱える課題は、複雑かつ複合的なことも多く、関係機関等が緊密に連携して対応することが必要です。

施策の方針

市民が住み慣れた地域で支え合いながら、支援が行き届く体制の整備を進め、重層的な地域福祉ネットワークの構築と、ユニバーサル社会づくりの実現に向け、誰もが地域社会の一員として、いきいきと安心して暮らすことができるよう、すべての人にやさしい福祉のまちづくりに取り組みます。

また、生活に課題を抱えた人が、それぞれの状態に応じた支援を受け、社会的に自立し、安心して暮らせる支援体制の整備に取り組みます。

施策の展開

項目		主要な取組
1	地域福祉活動の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ◇重層的な地域福祉ネットワークの構築 ◇地域福祉を推進する人材育成 ◇地域住民が主体となった活動の支援 ◇関西福祉大学との連携推進 ◇社会福祉法人の地域公益活動の推進
2	地域福祉推進体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ◇市民ニーズの把握と関係機関との連携強化 ◇包括的な相談支援体制の構築 ◇各協議体のさらなる活性化
3	すべての人にやさしい福祉のまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇ユニバーサル社会づくりの推進と意識啓発 ◇すべての人に配慮した道路・施設整備の推進
4	生活困窮者の自立の促進	<ul style="list-style-type: none"> ◇窓口の周知とアウトリーチによる相談支援 ◇関係機関との情報共有と連携の強化 ◇個別の支援プランに基づく自立の促進 ◇地域の社会資源の把握と担い手の育成

目標指標

指標	単位	基準値	目標値	
		2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
福祉ボランティア登録数	人	612	672	722
集いの場開設数	カ所	114	210	289

関連個別計画

赤穂市地域福祉計画

②すべての子どもと子育て家庭を地域全体で支える

現状と課題

- ◆出生数の低下や家族類型が多様化しており、多彩なニーズに応じた子育て支援サービスのさらなる充実が求められています。
- ◆女性の就労率の増加や幼児教育・保育の無償化に伴い、保育所等の利用意向も高まっており、早期の待機児童解消が課題となっています。また、子育てと仕事を両立できる環境づくりを一層推進していく必要があります。
- ◆すべての人が安心して子どもを産み育てることができるよう、子育てにかかる経済的負担の軽減が求められています。
- ◆出産や育児に対する不安やストレスは、児童虐待のリスクにつながる恐れもあるため、妊産婦が気軽に相談しやすい環境整備や産後ケア事業の推進が必要です。
- ◆地域のつながりが希薄になり、孤立する子育て家庭が増加する中で、子どもの貧困や児童虐待等が深刻な問題となっており、支援を必要とする家庭への対策の強化が求められています。
- ◆住民ニーズが多様化しており、児童館の運営や児童遊園地の維持管理についても、適切な対応が求められています。

施策の方針

安心して出産・子育てができる切れ目のない支援と環境を充実させ、次代を担うすべての子どもが健やかに成長できるまちづくりに、地域全体で取り組みます。さらに、増加・多様化する教育・保育ニーズに対応するため、幼稚園・保育所の運営体制の整備に取り組みます。

また、児童遊園地の施設について、引き続き、定期的な点検および修繕を行い、公園利用者が安全に利用できるよう維持管理に努めます。

施策の展開

項目		主要な取組
1	子育て支援環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇多様化するニーズに対応した子育て支援サービスの充実 ◇子育てに関する情報提供・相談体制の充実 ◇教育・保育ニーズに対応した提供体制の充実 ◇学校給食費など子育て家庭の経済的負担の軽減 ◇ワーク・ライフ・バランスの推進
2	安心して子どもを産み育てる支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇妊産婦等の健康の保持増進 ◇不安を感じる妊産婦に対する相談しやすい環境づくり ◇健やかな育児のための産後ケア事業の推進 ◇不妊・不育に対する支援の充実 ◇妊婦やそのパートナーに対する子育て意識の醸成
3	困難を抱える子どもや家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> ◇子どもの貧困対策およびひとり親家庭への支援の充実 ◇児童虐待の予防と早期発見への取組の強化 ◇関係機関との連携によるサポート体制の強化 ◇特定妊婦や虐待のリスクのある家庭等への相談支援体制の充実
4	家庭と地域における子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ◇各種情報発信等を通じた子育て支援意識の啓発 ◇地域における子どもの居場所づくりの促進 ◇子育て学習センター等、親子の仲間づくりの場への参加促進 ◇住民ニーズに応じた児童館の運営および児童遊園地の適切な維持管理 ◇家庭や地域における食育の推進

目標指標

指標	単位	基準値	目標値	
		2018年度 (平成30年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
子育てしやすい環境にあると思う人の割合 (5年毎ニーズ調査)	%	76.8	95.0 (2023年度) (令和5年度)	95.0 (2028年度) (令和12年度)
保育所待機児童の数(4月1日現在)	人	8	0	0
産婦健康診査2回受診率	%	89.2	100	100
新生児訪問時におけるエジンバラ産後うつ病 質問票が9点以上の産婦の割合	%	11.5	9%以下	9%以下
地域における子どもの居場所の数	か所	2	10	15

関連個別計画

赤穂市子ども・子育て支援事業計画

③障がいの有無に関わらず尊重しあえる共生社会を実現する

現状と課題

- ◆障がいのある人が抱える生活課題や福祉ニーズが多様化しており、それぞれのライフステージ等に対応した支援が必要です。
- ◆障がいのある人や家族等の高齢化が進んでおり、緊急時や親亡き後の生活への対応を見据えた体制整備が必要です。
- ◆障がいのある人が社会の一員として尊厳を持った生活が送れるよう、さまざまな障がいに対する理解促進が求められています。
- ◆発達段階に応じた支援を行うため、障がいのある子どもの早期発見と早期療育が必要です。

施策の方針

多様化する福祉ニーズに対応するため、障害福祉サービスをはじめとした生活支援サービス、経済的支援など幅広く障がいのある人を支える体制の充実に取り組みます。

障がいの有無に関わらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいや障がいのある人に対する理解を深め、市民・団体・事業者等と連携し、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるやさしいまちづくりに取り組みます。

障がいのある子どもの特性に応じた適切な療育の実施のため、保健・医療・福祉・教育などの関係機関と連携しながら、各種サービスや支援体制の充実を図り、子どもたちの健やかな成長につながるよう取り組みます。

施策の展開

項目		主要な取組
1	住み慣れた地域での生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ◇多様化するニーズに対応する障害福祉サービスの充実 ◇障がいに関する相談体制と関係機関が連携した支援体制の充実 ◇障がいのある人の親亡き後の生活や医療的ケア児（者）に対応できる支援体制の整備 ◇障がいのある人の地域生活を支援するネットワークの促進
2	生きがいのある生活と社会参加の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇手話通訳の派遣や移動支援の利用等による社会参加への促進 ◇スポーツや文化活動に参加する機会や情報の提供 ◇障がいのある人が能力に応じた就労ができる場の確保と就労環境の整備 ◇赤穂市障害福祉サービス事業所「さくら園」の運営による就労支援
3	障がいを理解し共生する社会づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇障がいに対する理解を深める啓発の推進 ◇福祉の担い手の育成への支援 ◇手話およびろう者への理解促進と普及啓発
4	障がいのある子どもへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ◇乳幼児健診等における適切な支援と相談体制の充実 ◇支援を必要とする子どもの早期発見と早期療育実施 ◇赤穂市児童発達支援事業「あしたば園」の運営による早期療育

目標指標

指標	単位	基準値	目標値	
		2018年度 (平成30年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
福祉施設入所者の地域生活への移行（累計）	人	3	10	15
福祉施設からの一般就労者数	人	10	12	13

関連個別計画

赤穂市障がい者福祉プラン

赤穂市障がい福祉計画

赤穂市障がい児福祉計画

④ 高齢者が生きがいをもって健やかに暮らせる環境をつくる

現状と課題

- ◆ 高齢化の進展により、ひとり暮らし、老々介護、地域の中での孤立など、高齢者をとりまくさまざまな生活環境への対応が求められています。
- ◆ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進し、高齢者一人ひとりの特徴に応じた健康づくりと介護予防等を通じた地域づくりを進める必要があります。
- ◆ 高齢者の経験や能力を活かし、地域で活躍できる環境づくりは、介護予防、生きがいづくりの視点からも求められています。
- ◆ 高齢化と人口減少に伴い、介護の担い手が不足しており、人材の育成および確保のための取り組みが必要です。
- ◆ 複合的課題を抱える世帯が増加しており、地域全体で高齢者の生活を支えるシステムの推進が必要です。

施策の方針

高齢者の身体的、精神的および社会的な特性を踏まえ、高齢者一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな保健事業と介護予防事業に取り組みます。

高齢者が住み慣れた地域で、健康でいきいき暮らせるよう、生きがいづくりや健康づくりを推進するとともに、支援や介護が必要となっても安心して生活できるまちづくりを進めます。

施策の展開

項目		主要な取組
1	健康づくりと介護予防の一体的な推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇効果的な健康づくり活動と保健事業の推進 ◇気軽に参加できる介護予防の場の拡充 ◇地域住民が主体となった介護予防活動の支援 ◇健康づくりと介護予防に関する知識の普及啓発 ◇認知症施策の推進
2	生きがいづくりと社会参加の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇老人クラブ活動への支援 ◇多様化する高齢者の生きがいづくりへの支援 ◇地域ぐるみで行うふれあい事業の推進
3	地域包括ケアシステムの推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇地域包括支援センターを中心とした包括的な相談体制の充実 ◇切れ目のない介護予防・生活支援サービス提供体制の整備 ◇生活支援を担う人材の育成と活動の支援 ◇地域で支え、支えあう仕組みづくり ◇関係機関との連携強化と推進 ◇高齢者を見守る支えるネットワーク体制の充実 ◇介護サービスの基盤整備と質の向上 ◇在宅福祉サービスの充実 ◇成年後見制度の利用促進

目標指標

指標	単位	基準値	目標値	
		2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
生活支援・介護予防サービス体制整備協議体の設置数	箇所	1	6	11
赤穂市高齢者見守りネット協定事業者数	事業所	70	80	100
後期高齢者医療保険健康診査受診率	%	19.0	21.0	23.0
介護予防リーダーが運営する活動団体数	団体	57	95	120

関連個別計画

赤穂市地域福祉計画

赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画

赤穂市健康増進計画

⑤ 社会保障制度を適切かつ健全に運営する

現状と課題

- ◆医療保険制度は、市民のいのちと健康を保つ制度として安定的に運営していくことが必要です。
- ◆国民健康保険制度は、被保険者の高齢化や医療技術の高度化に伴って一人当たり医療費が増加傾向にあり、事業運営は厳しい状況が続くものと見込まれるため、財政運営の安定化を推進していくことが必要です。
- ◆制度改革に的確に対応するとともに、国民健康保険税・介護保険料および後期高齢者医療保険料の収入確保が必要です。
- ◆被保険者の生活の質の維持および向上を図り、医療費の伸びを抑制する観点から、生活習慣病の発症や重症化を予防する取り組みが必要です。
- ◆福祉医療費等助成制度の持続可能な制度運営により、障がい者やひとり親家庭等の健康保持と福祉の増進を図っていくことが必要です。
- ◆高齢化等により自立が困難な被保護世帯への適切な支援が必要です。
- ◆生活を支える年金制度を安定させるため、制度に対する理解の促進に努めることが必要です。

施策の方針

国民健康保険制度・後期高齢者医療制度の適正かつ安定的な運営を推進するとともに、市民一人ひとりの主体的な健康づくりを支援することにより、生活習慣病の予防に取り組むなど、医療費の適正化に努めます。また、今後も安心して医療にかかれるよう福祉医療費等助成制度の適正な運営に努めます。

市民が健康で文化的な生活を営めるよう、生活保護制度の周知と適正な運営に努めるとともに、安定した生活を送ることができるよう支援します。

日本年金機構等の関係機関と連携しながら、国民年金制度に対する正しい理解と関心を深め、制度改革についても理解を得られるよう周知を図ります。

施策の展開

項目		主要な取組
1	医療保険制度の適正な運営	<ul style="list-style-type: none"> ◇生活習慣病の発症・重症化予防のための保健事業の充実 ◇医療費適正化対策の推進 ◇被保険者の立場に立った納付しやすい環境整備
2	福祉医療費等助成制度の適切な運営	<ul style="list-style-type: none"> ◇福祉医療費等助成制度の周知 ◇県および関係部署と連携した適切な助成の実施
3	生活保護制度の適正な運営	<ul style="list-style-type: none"> ◇生活保護制度の周知 ◇生活保護法に基づく適正な保護の実施
4	国民年金制度の理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ◇国民年金の各種制度の周知 ◇年金相談(姫路年金事務所出張相談、社会保険労務士による年金相談)の利用勧奨

目標指標

指標	単位	基準値	目標値	
		2018年度 (平成30年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
国民健康保険税収納率	%	71.80	72.50	73.00
後期高齢者医療保険料収納率	%	98.46	98.70	99.00
介護保険料収納率	%	95.34	95.50	96.00

関連個別計画

赤穂市地域福祉計画	赤穂市国民健康保険特定健康診査等実施計画
赤穂市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）	赤穂市健康増進計画

⑥ 市民一人ひとりの主体的な健康づくりを支援する

現状と課題

- ◆生涯を通じて誰もが心身とも健康で、いきいきと暮らせるための環境づくりが求められています。
- ◆本市での死亡原因が第1位のがんについて、早期発見・早期治療による救命が重要であるため、がん検診の受診率の向上が必要です。
- ◆国内におけるさまざまな感染症の流行を踏まえ、疾病の発症・重症化を予防するために必要な予防接種の接種率向上を図ることが必要です。また、市民が免疫を獲得していない新型インフルエンザなどによる感染症のまん延が懸念されるため、平時からの対応策の構築が必要です。
- ◆本市における自殺死亡率は、国や県と比較すると概ね低く推移しているものの、ライフステージに応じた自殺対策の推進が求められています。

施策の方針

誰もが住み慣れた地域で、健康でいきいきと暮らしていけるまちづくりを目指し、生涯を通じて自立した生活を送れるよう、ライフステージに応じた健康づくり活動を推進します。

また、新型インフルエンザ等さまざまな感染症の流行に備え、感染症の予防と普及啓発に努めます。

近年、健康問題、経済・生活問題などが原因で自殺に追い込まれるという危機が生じていることから、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、相談支援体制の充実に取り組みます。

施策の展開

項目		主要な取組
1	健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇ライフステージに応じた健康づくり活動の推進 ◇健康的な生活習慣を目指した食育の推進 ◇健康づくり無関心層を含めた健康づくり施策の推進 ◇歯と口腔機能の維持を目指した歯科保健対策の推進
2	生活習慣病予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇特定健診・特定保健指導実施率の向上 ◇がん検診受診率の向上 ◇糖尿病重症化予防事業等による生活習慣病予防対策の推進
3	感染症予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇感染症予防対策の推進 ◇平時からの新型インフルエンザ等に関する普及啓発 ◇赤穂市新型インフルエンザ等対策行動計画・赤穂市新型インフルエンザ住民接種計画に基づいた関係機関との連携強化
4	こころの健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> ◇自殺対策の充実 ◇こころの健康に関する相談支援体制の充実

目標指標

指標		単位	基準値	目標値	
			2018年度 (平成30年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
健康寿命の延伸 (県が数値を1年毎に算定)	男性	歳	79.65 (2015年度) (平成27年度)	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加
	女性		84.28 (2015年度) (平成27年度)		
がん検診受診率	胃がん	%	12.5	50%以上	55%以上
	肺がん		24.3	50%以上	55%以上
	大腸がん		22.8	50%以上	55%以上
	子宮頸がん		21.3	50%以上	55%以上
	乳がん		20.5	50%以上	55%以上
ゲートキーパー研修受講人数		人	92	302	452

関連個別計画

赤穂市地域福祉計画	赤穂市健康増進計画
赤穂市自殺対策計画	赤穂市子ども子育て支援事業計画
赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画	赤穂市国民健康保険特定健康診査等実施計画
赤穂市障がい者福祉長期計画	赤穂市新型インフルエンザ等対策行動計画
赤穂市新型インフルエンザ住民接種計画	

⑦市民が安心できる地域医療体制をつくる

現状と課題

- ◆地域における効率的かつ効果的な医療提供体制を維持するためには、各医療機関の連携強化が求められています。
- ◆高齢化に対応するために、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供が求められています。
- ◆市民病院は、地域医療支援病院、がん診療連携拠点病院、災害拠点病院としての機能を有していることから、今後も地域医療の拠点として機能の継続が求められています。
- ◆市民病院は、常勤医師不足と診療科偏在の解消を目指すとともに、赤穂準圏域の最後の砦として高度医療の実施による地域完結型医療を提供するために、近隣医療機関と連携することが必要です。

施策の方針

医療・介護・保健・福祉の機関が互いに連携し、市民が安心して適切な医療を受けることができるよう地域医療体制の充実を図ります。

また、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局を持つことを啓発します。

市民病院では、人口減少と高齢化に伴う医療ニーズの変化、患者が求める医療の高度化、多様化が進む中、救急医療への積極的な関わりを持ち、近隣医療機関等と連携強化を図り、地域の中核病院としての医療提供の実現を進めます。

施策の展開

項目		主要な取組
1	在宅医療提供体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇「かかりつけ医」の必要性の啓発 ◇医療・介護・福祉の連携強化 ◇在宅療養を支える入院医療体制の確保 ◇看取りを含めた終末期を迎えるための体制づくり
2	救急医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇医療機関と消防の連携および広域救急医療体制の充実 ◇市民病院において、救急告示病院および一般・小児の救急輪番体制を維持し、二次救急医療体制の充実 ◇消防からの救急要請に対する受入体制の強化
3	市民病院の安定運営	<ul style="list-style-type: none"> ◇常勤医師の確保等による診療体制の充実 ◇地域の医療機関との連携強化および機能分担による医療提供体制の充実 ◇人間ドック、PET-CT検診などの予防医学の充実 ◇赤穂準圏域の中核病院としての機能充実と医療需要を加味した経営

目標指標

指標	単位	基準値	目標値	
		2018年度 (平成30年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
健診センター利用者数	人	9,609	10,300	10,800
医療機関から市民病院への紹介件数	件	6,987	7,200	7,400
市民病院から医療機関への逆紹介件数	件	6,903	7,200	7,400

関連個別計画

赤穂市健康増進計画

赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画

赤穂市民病院改革プラン

(3) 安全な暮らしを実現する強靱な都市基盤の整備

⑧ 災害に強い安全で強靱なまちをつくる

現状と課題

- ◆ 農業従事者の減少および高齢化による、ため池等の管理体制の弱体化への適切な対応が求められています。
- ◆ 南海トラフ地震や山崎断層帯地震などによる災害に備えた海岸・河川の施設整備が必要です。
- ◆ 市内の住宅の耐震化率は全国平均に比べて低い水準となっているため、住宅の耐震化を計画的に進めることが一層必要となっています。
- ◆ 密集市街地の防災力の向上に向けた都市基盤の整備が求められています。
- ◆ 従来の経験やデータが通用しない予想を超える台風や豪雨による風水害・土砂災害が増加しており、減災力の向上のための環境整備が求められています。
- ◆ 災害の多様化、大規模化により、公助だけではなく積極的な自助共助が求められています。
- ◆ 山地災害に関する知識や防災意識の向上に向けた普及啓発が求められています。
- ◆ ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯などの災害弱者への支援体制の充実を図ることが必要です。
- ◆ 災害発生時に円滑な対応がとれるように、関係機関との十分な連携・協力体制の構築が求められています。

施策の方針

誰もが安心して暮らせるように、風水害、地震などの自然災害から市民の生命と財産、生活を守るため、海岸・河川などの施設整備や密集市街地の狭隘道路の拡幅整備等の環境整備を図るとともに、赤穂市耐震改修促進計画に基づき、住宅の耐震改修を促進します。

また、市民の防災意識や地域防災力・減災力の向上を含めた防災体制の確立を図るため、近年の災害事例を参考にした防災意識の高揚や避難行動要支援者に対する支援体制の充実を図り、市民が地域で取り組む実情に応じた防災づくりを支援します。

施策の展開

項目		主要な取組
1	治山・治水事業の推進	◇ため池の適正な維持管理および講習会の開催 ◇排水機場の計画的な改築・施設更新による適切な維持管理 ◇頭首工・樋門等の農業用施設の定期的な点検による適切な維持管理 ◇県と連携した治山事業や荒廃林整備の推進 ◇県・市・警察・消防・地元自治会等の関係者による防災パトロールの実施

2	防災インフラの整備促進	<ul style="list-style-type: none"> ◇海岸防波堤（海岸保全施設）の定期点検（5年毎）および長寿命化計画に基づく計画的な維持管理 ◇県と連携した防潮設備等の整備促進 ◇県と連携した河川未整備区間の早期完成および河道内樹木伐採と堆積土砂除去による流下能力の確保 ◇災害予測される箇所把握と事前防止対策の実施 ◇雨水排水施設の計画的な更新と耐震化の推進
3	きょうじん 強靱な市街地の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> ◇耐震性のない住宅に対する意識啓発活動の実施 ◇住宅の簡易耐震診断の推進 ◇耐震改修工事費等補助金の交付 ◇密集市街地の狭隘道路の拡幅整備
4	地域防災力の向上および防災体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇実際の災害を想定した防災訓練や情報伝達訓練の実施 ◇自主防災組織の育成強化および地域防災リーダーの養成 ◇防災ネットの登録促進 ◇避難行動要支援者情報の把握 ◇自主防災組織等による個別支援計画の作成促進 ◇防災情報の提供体制の整備・充実 ◇防災備蓄品の確保・充実 ◇業務継続・受援体制の整備

目標指標

指標	単位	基準値	目標値	
		2018年度 (平成30年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
ため池ハザードマップの作成	池	14	20	22
雨水ポンプ場施設の耐震化率	%	28.6	71.4	71.4
防災ネット登録の促進	人	5,895	8,000	9,500
個別支援計画作成数	件	58 (2019年度) (令和元年度)	108	158
耐震性が確保された住宅の割合	%	83	97	99
密集市街地の狭隘道路の拡幅整備	m	708	1,142	1,246

関連個別計画

赤穂市地域防災計画	赤穂市国土強靱化地域計画
赤穂市国民保護計画	赤穂市地域福祉計画
赤穂市耐震改修促進計画	赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画
赤穂市災害時受援計画	赤穂市下水道総合地震対策計画
下水道ストックマネジメント計画	

(3) 安全な暮らしを実現する強靱な都市基盤の整備

⑨ 安心な暮らしを支える消防・救急体制をつくる

現状と課題

- ◆人口減少社会に対応した効果的な消防・救急体制づくりが求められています。
- ◆女性の消防職・団員の活動体制の充実によるきめ細やかなサービスの向上が必要です。
- ◆人口減少や団員の高齢化などにより消防団員数が減少しているため、団員の確保に向けた取り組みが必要です。
- ◆小規模社会福祉施設など新しい形態の施設に対する適切な防火指導が必要です。
- ◆危険物施設の老朽化による事故防止対策等の取り組みが求められています。
- ◆大規模な火災や事故等に対する備えのさらなる強化が必要です。

施策の方針

人口減少や災害の多様化など社会環境の変化を踏まえつつ、消防車両・資機材等の計画的な更新整備を図り、迅速・的確・確実な災害対応ができる消防・救急体制づくりに努めます。

また、消防団員の確保を図るとともに、団員の活動体制の充実に努めます。

市民の防火意識の高揚を図るとともに、小規模社会福祉施設や宿泊施設、飲食店など多数の人が出入りする建物および危険物施設等において、効果的な火災予防の推進を図ります。

自主防災組織の育成強化に取り組み、災害時に地域で助け合えるシステムの構築を推進します。

施策の展開

項目		主要な取組
1	効果的な消防・救急体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇女性の消防職・団員の活動体制づくりの推進 ◇消防の広域化または消防指令業務の共同運用の検討 ◇消防団詰所の整備 ◇救急業務高度化の推進 ◇救急救命士の養成
2	消防団員確保の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇消防団員の入団促進 ◇団員の福利厚生充実 ◇団員安全装備品の整備
3	事業所や危険物施設における防火対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇立入検査の実施 ◇違反事業所への違反是正指導 ◇専門的知識を有する職員の育成
4	消防車両・資機材、通信指令設備の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇消防車両の計画的整備 ◇消防救急装備品の充実 ◇通信指令設備の維持管理
5	市民の災害対応能力と防災意識の向上および応急手当の普及推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇防火防災訓練の実施 ◇自主防災組織と消防団との連携強化 ◇応急手当の普及を推進し、市民による病院到着前救護体制の構築

目標指標

指標	単位	基準値	目標値	
		2018年度 (平成30年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
消防訓練、防火・防災講習会参加人員	人	2,297	2,700	3,000
活動救急救命士数	人	36	39	40
応急手当等講習会開催数	団体	120	125	130
消防団員数	人	587	620	620

関連個別計画

赤穂市消防計画

⑩交通事故や犯罪のない安全な暮らしを実現する

現状と課題

- ◆通学路等における子どもの交通事故防止のため、危険箇所を把握し、交通安全対策を進める必要があります。
- ◆高齢者による自動車運転事故防止のため、認識しやすい交通安全施設を整備する必要があります。
- ◆地域の防犯および交通安全のため、自治会管理外灯の設置やLED化による安全な環境づくりが必要です。
- ◆窃盗・傷害などといった犯罪をはじめ、高齢者を狙った特殊詐欺や子どもが巻き込まれる犯罪への懸念から、地域で犯罪抑止に取り組む必要があります。
- ◆犯罪被害者等が受けた精神的被害の早期回復・軽減とともに日常生活を守ることが必要です。
- ◆消費生活の安全確保のため、消費者教育・啓発や消費生活相談窓口の充実が必要です。

施策の方針

警察・交通安全協会等と連携し、市民の交通安全意識の向上や交通安全施設の整備を図り、交通事故のないまちを目指します。また、地域における防犯灯整備や防犯活動を推進し、市民の防犯意識の向上を図るとともに、犯罪被害者等への支援内容の充実に向けた取り組みを検討し、誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりを目指します。

消費生活センターと関係機関との連携のもと、啓発や積極的な情報交換、相談体制の充実を図るとともに、消費者協会活動への支援を行い、市民の消費生活の安全と利益を守ります。

施策の展開

項目		主要な取組
1	通学路の安全確保	◇警察や教育委員会等と連携し、通学路における危険箇所対策の実施
2	交通安全のための道路・設備の整備	◇外側線等の路面標示の劣化などを把握し、危険箇所を改善実施 ◇交差点など危険箇所の把握に努め、カーブミラーやガードパイプなどの設備整備の推進
3	交通安全対策の推進	◇交通事故防止運動の実施 ◇交通安全教室の実施 ◇高齢者の運転免許証自主返納のための支援
4	防犯活動の充実	◇交通安全指導員による登下校時の交通立ち番実施 ◇保育所・幼稚園・学校等における交通安全教室の充実 ◇まちづくり防犯グループ、警察、防犯協会等と連携した防犯対策・活動の強化 ◇自治会管理外灯の設置やLED化への支援
5	犯罪被害者支援活動の充実	◇警察等との関係機関、NPO等の支援団体と連携の強化 ◇赤穂市犯罪被害者支援内容の充実に向けた検討
6	消費者教育・啓発・相談体制の充実	◇消費生活出前講座による啓発活動 ◇啓発チラシの発行 ◇資格を持つ消費生活相談員による相談

目標指標

指標	単位	基準値	目標値	
		2019年 (令和元年)	2025年 (令和7年)	2030年 (令和12年)
交通事故発生件数(人身事故)	件	147	129	110
交通事故発生件数(物損事故)	件	1,107	996	885
高齢者の交通事故発生件数(人身事故)	件	77	71	65
指標	単位	2018年度 (平成30年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
自治会管理外灯のLED灯への転換灯数	灯	103	110	120
犯罪認知件数	件	274	253	233
消費生活出前講座の開催件数	件	3	5	8
消費生活相談の相談件数	件	247	250	300

快適

自然環境と都市環境が調和した住みやすいまちづくり

政 策	(4) 快適で魅力ある都市空間の形成 (5) 自然環境の保全と住環境の充実
--------	--

⑪地域の特性に応じた土地利用を推進する

現状と課題

- ◆赤穂市国土利用計画は、無秩序な開発に歯止めをかけるなど土地需要を量的に調整する役割を果たしてきたが、土地需要が減少する人口減少時代においては、土地を適切に管理し荒廃を防ぎ土地利用の質的向上を図ることが求められています。
- ◆人口が減り、少子高齢化が進む中でも活力を保ち、誰もが豊かさを実感できる快適で魅力ある都市空間の形成が求められています。
- ◆市街化区域内では、民間事業者による宅地開発が行われており、優良な宅地が供給されるよう適正な指導が求められています。
- ◆赤穂インターチェンジ周辺など広域交通条件の優れた地区において、産業用地としての活用が求められています。
- ◆市街化調整区域の厳しい土地利用規制により地域活力の低下が懸念される既存集落において、特別指定区域制度を活用した住民主体のまちづくりが求められています。
- ◆地籍の未整理地においては、公共事業の難航や経済活動が停滞する恐れがあり、その対策が求められています。
- ◆近年、国においては、市民生活を支えるサービス機能が確保された持続可能な都市づくりに向けた集約型都市構造化が都市政策の主眼となっています。

施策の方針

安全で豊かなまちづくりを実現するため、自然や文化、社会経済情勢等を踏まえ、身近な土地利用のあり方について検討し、地域の特性を生かした計画的な土地利用を推進します。

市街化区域内では、開発許可による優良な宅地開発を促進します。

市街化調整区域内では、地区計画制度や特別指定区域制度等を活用し、地域のまちづくり団体による住民主体のまちづくりを促進します。特に、赤穂インターチェンジ周辺の農地は、関連計画との整合を勘案し、開発整備の必要性について慎重に判断の上、農業との適切な調整を図りながら、地区計画等を用いて計画的な開発整備を推進します。

また、道路事業など公共事業の確実な事業進捗を図るため、地籍調査の先行実施に取り組みます。

さらに、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方を基本に、人口減少・高齢化社会にあっても、医療・福祉、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする市民が公共交通により、これらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直していくための「立地適正化計画制度」について検討が必要となっています。

施策の展開

項目		主要な取組
1	安全で豊かな住民主体の計画的なまちづくりの推進	◇市街化区域・市街化調整区域や用途地域など都市計画制度の適正な運用 ◇地区計画制度や特別指定区域制度の活用による土地利用の推進 ◇立地適正化計画制度の検討
2	開発行為等に対する適正な指導	◇兵庫県と連携した適正な開発指導、開発許可の実施
3	地籍調査の推進	◇国・県公共事業と連携した地籍調査の実施 ◇市の公共事業と連携した地籍調査の実施

目標指標

指標	単位	基準値	目標値	
		2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
まちづくり活動（地域に応じた土地利用の検討等）を行う団体数	団体	4	6	9
開発行為等に対する指導（累積）	件	6	42	72
地籍調査等実施済面積	K㎡	11.48	12.5	13.5

関連個別計画

赤穂市国土利用計画

赤穂市都市計画マスタープラン

赤穂市土地利用計画

⑫ 利便性・機能性の高い道路網と公共交通体系を構築する

現状と課題

- ◆ 国道 2 号や主要地方道など市内幹線道路のネットワークの向上による、さらなる人・モノの円滑な流れと災害時の代替性の確保が求められています。
- ◆ 国道 250 号高取峠は、急カーブや急こう配の箇所があり、交通事故が多く、トンネル化等による安全性向上が求められています。
- ◆ 都市計画道路の整備促進が求められています。また、交通需要の変化にともなう都市計画道路の見直し検討結果に基づいた適切な事業推進が求められています。
- ◆ 健康増進やレジャーなど身近な交通手段としての自転車の活用が必要です。
- ◆ 高度経済成長期に造られた橋梁など多くの重要な道路施設の老朽化に伴う適切な維持管理が必要です。
- ◆ 児童を巻き込む痛ましい事故を踏まえた通学路交差点等の安全性向上をはじめとした、だれもが安全に通行できる道路環境などの整備が求められています。
- ◆ 公共交通においては、通勤通学者や交通弱者の移動手段の確保など、誰もが安心して暮らし続けるために必要な利便性が求められています。

施策の方針

国・県に対し、国道、県道の整備促進を要請し、市内外の交流の活性化や市内交通の円滑化を図るため、機能的で有機的な幹線道路、生活道路を整備することにより、地域の産業経済活動を支えるとともに、市民生活の利便性、安全性の向上を図ります。

また、安全で快適な道路環境を維持するため、橋梁等道路施設点検や点検結果に基づく適切な修繕を行い施設の長寿命化を図ります。

市民・交通事業者・行政が連携し、市民の利便性の向上と地域の実情に応じた持続可能な公共交通の充実を図ります。

施策の展開

項目		主要な取組
1	市内幹線道路等の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> ◇国道・県道の交通円滑化や安全性向上を図るため、国・県に対して要望活動の実施 ◇地籍調査事業を先行実施することによる円滑な事業実施 ◇都市計画道路の整備促進（有年駅北線、有年駅南線、野中浜市線、塩屋野中線、赤穂大橋線、唐船線） ◇自転車活用のためのサイン等の整備やレンタサイクルの利用促進
2	橋梁等道路施設の適切な維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ◇点検や補修対策の適切な実施と状況に応じた速やかな緊急対策による施設の安全性確保 ◇長寿命化と維持管理の効率化によるライフサイクルコストの抑制 ◇PDCAサイクルによる見直しを通じた施設ごとの安全性確保とより効率的な修繕計画の実現
3	通学路の安全性向上	<ul style="list-style-type: none"> ◇交通量の多い交差点から順次整備実施 ◇国道・県道との交差点について事業実施時期などの調整
4	公共交通の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇市内を運行する路線バスの維持・確保 ◇地域の実情に応じた持続可能な公共交通の充実 ◇市内循環バス・定住自立圏による圏域バスの運行の充実 ◇有年地区におけるデマンドタクシーの運行の充実 ◇JRの利便性の向上に向けて関係機関への積極的な働きかけ

目標指標

指標	単位	基準値	目標値	
		2018年度 (平成30年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
点検済橋梁数（2巡目）	橋	0	394	394
安全対策が必要な交差点	箇所	41	0	0
区画整理区域内の都市計画道路の整備延長	m	1,579	1,759	2,403
（都）大橋線・唐船線の整備延長	m	200	533	658
市内循環バス利用者数	人	22,133	28,000	28,000
圏域バス利用者数	人	11,803	12,400	12,400
市内JR駅1日平均乗車客数	人	5,377	5,500	5,500
デマンドタクシー利用者数	人	338	600	600

関連個別計画

赤穂市橋梁長寿命化修繕計画

⑬水とみどり豊かな都市をつくる

現状と課題

- ◆公園・緑地に対する市民ニーズの多様化に対応した整備を促進することが求められています。
- ◆赤穂城跡公園や土地区画整理施行区域内の未供用公園の整備を促進することが求められています。
- ◆公園施設の長寿命化と維持管理の効率化および市民ニーズに応じた施設更新整備が必要です。
- ◆街路樹高木の成長に伴う根上りや枝張りによる歩道の通行障害や見通し不良防止対策が必要です。
- ◆街路樹の健全な状態を保つための適切な剪定や害虫防除が必要です。
- ◆壁面緑化やグリーンカーテンなど市民や事業者等の取り組みの推進が必要です。

施策の方針

豊かな自然環境の保全を図り、自然、景観、歴史等の地域資源を生かした都市公園等の整備を進めるとともに、公園施設の長寿命化による改築更新の際には、公園利用者のニーズに応じた効果的な整備を推進します。

また、身近なみどりである街路樹等の適切な維持管理に努めるとともに、市民との協働により自然を守り育て、本市の地域特性を活かした水とみどり豊かなまちづくりを推進します。

施策の展開

項目		主要な取組
1	公園緑地の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇土地区画整理施行区域内の未整備公園の整備促進 ◇赤穂城跡公園の整備促進 ◇公園施設の長寿命化と維持管理の効率化および市民ニーズに応じた更新・整備 ◇城南緑地等の緑の保安全管理 ◇市民の健康増進意識の高まりに対応した河川敷緑地等の整備促進 ◇赤穂海浜公園の充実に向けた県との連携・協力 ◇瀬戸内海国立公園の良好な環境の保全
2	根上りによる歩道の通行障害や枝張りによる見通し不良の解消	<ul style="list-style-type: none"> ◇除根や防根シートの設置による歩道の通行障害の解消 ◇道路パトロールによる信号機、標識の見通し不良箇所の確認と枝払い・伐採
3	適切な剪定や害虫防除の実施	<ul style="list-style-type: none"> ◇適時適切な害虫防除を実施による樹木の健康保持 ◇適時適切な樹木剪定による良好な街並み景観維持 ◇お城通りの黒松は良好な景観形成に必要な街路樹であることを踏まえ特に丁寧な維持管理
4	都市緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇市民参加による公園の芝生化等の推進

目標指標

指標	単位	基準値	目標値	
		2018年度 (平成30年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
市民一人当たりの都市公園面積	m ²	40.3	41.1	41.3

関連個別計画

赤穂市緑の基本計画

⑭ 豊かな自然環境・生活環境を保全する

現状と課題

- ◆豊かな自然環境とふれあいを持つ場や学習する機会が減少しており、環境学習の場が求められるため、子どもの頃から環境を意識した多角的な視点を養成することが必要です。
- ◆里山の保全は、豊かな自然環境だけでなく多種多様な生態系を維持する上でも重要です。
- ◆地域の人口減少や高齢化による里山環境の管理不足に伴う適切な対応が求められています。
- ◆大気・河川・海域の環境調査や工場・事業場への立入調査を実施することにより良好な生活環境を保全することが必要です。
- ◆民間事業者による産業廃棄物最終処分場計画について、市域の環境への影響を調べる必要があります。
- ◆人口減等によりごみの排出量は漸減傾向にあるものの、資源循環型社会の構築に向けてさらなるごみ分別の徹底やリサイクルの推進が求められています。
- ◆経年により老朽化したごみ処理施設については、広域処理による施設整備の検討と既存施設の安定稼働のため適正な維持管理を行うことが必要です。
- ◆将来にわたる水道水の安定供給と快適な生活環境の確保に向け、上下水道施設の適正な維持管理と計画的な更新を行うとともに、経営の健全化を図ることが求められています。

施策の方針

市民が自然に親しみ学ぶ機会の充実を図るとともに、里山などの自然条件に息づく生態系への配慮を含め、豊かな自然環境の保全・育成に取り組みます。

また、大気汚染の監視や水質調査等、環境調査を実施するとともに、市民・事業者・行政が一体となって良好な生活環境の保全や低炭素社会の実現に向けて取り組みます。

ごみ処理については、さらなる分別・減量・資源化を図り、施設の機能維持とともに適正処理に努め、資源循環型社会の形成と地球温暖化対策に取り組みます。

水道施設については、適正な維持管理および計画的な更新・耐震化を行い、安定した給水を確保するとともに、水質管理を適正に行い、水道水の安全性を確保します。また、経営の健全化を図り、将来にわたって水道水を安定的に供給します。

下水道施設についても、適正な維持管理と計画的な更新・耐震化を行い、快適な生活環境の確保や公共用水域の水質保全を行います。また、効率的な経営を図り、持続可能な循環型社会の構築に取り組みます。

施策の展開

項目		主要な取組
1	環境学習の場の提供による自然環境の保全	◇赤穂こどもエコクラブの開催
2	里山の適正な維持管理	◇里山防災林整備事業（県営）の円滑な推進 ◇地元関係者による里山保全への支援 ◇「赤穂ふれあいの森」、「あこう河鹿の森」や遊歩道の定期的な保育事業による適切な維持管理
3	調査体制の維持と低炭素社会の実現に向けた取組の推進	◇大気監視局監視体制の維持 ◇千種川をはじめ、市内河川・海域の水質調査の実施 ◇温室効果ガス排出量削減の推進 ◇環境に配慮した製品の購入、使用の推進
4	資源循環型社会の構築	◇ごみの排出抑制や分別、再利用、資源化の推進 ◇効果的な資源ごみ集団回収や生ごみ堆肥化機器の普及 ◇リサイクル施設の有効活用による再資源化の推進 ◇ごみ処理施設の長寿命化と不燃物最終処分場の浸出水処理方法等の検討 ◇ごみ処理の広域化についての検討
5	上下水道施設の適正な維持管理	◇上下水道施設の計画的な更新と耐震化の推進

目標指標

指標	単位	基準値	目標値	
		2018年度 (平成30年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
赤穂こどもエコクラブ登録者数	人	26	28	30
里山防災林整備事業実施箇所	箇所	4	7	9
市内大気環境監視局舎の設置数	箇所	8	8	8
ごみ排出量	トン	18,162	17,610	17,220
再生利用率(資源化率)	%	14.8	17	17
水道配水池の耐震化率	%	73.3	80.3	85.8
水道管路の耐震化率	%	12.7	17.0	20.0
汚水処理場・中継ポンプ場施設の耐震化率	%	32.3	41.9	51.6

関連個別計画

赤穂市環境基本計画	赤穂市ごみ処理基本計画
赤穂市水道ビジョン	水安全計画
下水道ストックマネジメント計画	赤穂市下水道総合地震対策計画

⑮快適で潤いのある住環境をつくる

現状と課題

- ◆ 駅周辺の賑わい再生のため、道路・公園等の生活基盤整備が必要です。
- ◆ 幅広い世代が多様な居住スタイルを選択できるように、質の高い住環境整備が必要です。
- ◆ 空家の増加は、防災、景観および生活環境の保全上多くの問題を生じさせ、さらには地域の活力を低下させる原因となることから、空家等の増加を抑制する取り組みが求められています。
- ◆ 市営住宅が老朽化しており、良質な住環境を提供するためには長寿命化を目的とした計画的修繕が必要です。
- ◆ 坂越地区や加里屋地区では、景観に配慮した公共施設の適正な維持管理や地域住民と協働による都市景観の保全が求められています。
- ◆ 大規模な建築物や屋外広告物は、周辺の都市景観に与える影響が大きいことから、市街地景観との調和を図り、良好な都市景観の形成が求められています。

施策の方針

快適で機能的な住環境の形成に向けて、引き続き区画整理事業による市街地整備を推進します。空家等対策については、空家等の増加を抑制する観点から、総合的かつ計画的に取り組を進めます。

市営住宅については、長期的視点にたった維持管理を行い、良質な住環境を提供します。

都市景観については、豊かな自然環境や地域の歴史文化と調和のとれた秩序あるまちづくりを推進し、快適で美しい景観の保全と形成を図ります。特に、坂越地区や加里屋地区における市街地景観形成地区においては、景観に配慮した公共施設の維持管理を適正に行うとともに、景観助成により地域住民と協働して都市景観の保全と形成を推進します。

施策の展開

項目		主要な取組
1	快適で機能的な居住基盤の形成	◇区画整理事業の推進（野中・砂子地区、浜市地区、有年地区）
2	空家等対策の推進	◇空家に関する知識の普及啓発 ◇空家改修の支援 ◇空き家情報バンク制度の活用 ◇特定空家等所有者等に対する助言・指導等 ◇危険空家除却の支援
3	市営住宅の適正な維持管理	◇予防保全を目的とした建物、施設の計画修繕
4	市街地景観形成地区等における景観保全	◇県等の関係機関と連携した都市景観に関する啓発、情報提供 ◇景観保全の拠点として坂越まち並み館等の適正な管理運営 ◇市街地景観形成地区内での建築行為等に関する助言・指導 ◇都市景観形成助成事業制度の活用
5	屋外広告物の規制による良好な景観の形成	◇屋外広告物の適正な設置及び維持管理の指導 ◇違反広告物パトロールの実施
6	周辺の建築物や自然環境と調和のとれた大規模建築物等の建築	◇大規模建築物等行為に対する適切な助言・指導

目標指標

指標	単位	基準値	目標値	
		2018年度 (平成30年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
区画整理事業の進捗（野中・砂子）	%	41.3	96.3	100
区画整理事業の進捗（浜市）	%	78.5	100	100
区画整理事業の進捗（有年）	%	72.8	100	100
特定空家等の解決率	%	43.6	75	100
空家情報バンクの新規登録物件数	件	10	13	15
空家活用支援事業補助金の交付件数（累積）	件	4	38	63
市街地景観形成地区での建築行為等に対する助言・指導（累積）	件	8	36	56
大規模建築物等行為に対する助言・指導（累積）	件	8	57	92

関連個別計画

赤穂市空き家等対策計画

赤穂市営住宅長寿命化計画

元気

産業と地域資源を活かした魅力あふれるまちづくり

政 策	(6) 活力とにぎわいのある地域産業の振興 (7) さまざまな人・地域との活気ある交流の促進
--------	---

⑩活力とにぎわいのある農業・漁業を実現する

現状と課題

- ◆高齢化や後継者不足等により農業従事者が減少しているため、生産性・収益性の向上や経営の安定化を図り、担い手を確保することが必要です。
- ◆耕作放棄地により病害虫や有害鳥獣等の被害が発生しているため、発生防止・解消を図ることが必要です。
- ◆有害鳥獣による農作物被害が営農意欲の減退や離農の原因となっているため、被害防止を推進することが必要です。
- ◆漁船漁業等による漁獲高が減少傾向にある中、漁業の担い手を確保するため、牡蠣等養殖業の持続的発展を目指し、生産量の維持と高付加価値化による収益性の向上や経営の安定化を図ることが必要です。
- ◆農村や漁村が持つ固有の原風景や文化、自然環境など多面的な機能を将来に渡り維持していくため、地域による継続的な保全・活用が求められています

施策の方針

農村・漁村の持つ多面的な機能（災害防止機能、生物多様性保全機能、景観保全機能など）の保全・活用を含め、活力とにぎわいのある農業・漁業を実現するため、意欲と能力のある担い手の確保・育成を図るとともに、農水産物の生産性の向上や高付加価値化等による収益性の向上を促進します。併せて、次世代の担い手に良好な農水産業の活動基盤を継承するため、地域の特性を活かした農村・漁村集落環境の保全を図ります。

施策の展開

項目		主要な取組
1	農業・漁業の担い手の確保・育成	◇国・県の制度を活用した農業・漁業経営の安定化と規模拡大等への支援 ◇地域との連携や助成制度の活用によるスムーズな就農への支援
2	農業・漁業の生産性・収益性の向上	◇農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約の推進 ◇農水産物の加工・ブランド化推進等による付加価値の向上 ◇地産地消の推進による農水産物の消費促進
3	耕作放棄地の解消	◇農業委員会と連携した実態調査と解消のための指導推進
4	有害鳥獣による農水産物への被害軽減	◇猟友会と連携した有害鳥獣による農水産物への被害防止対策 ◇有害鳥獣捕獲活動の担い手の確保
5	農村集落環境の良好な保全と質的向上	◇国・県の交付金制度による地元の農村環境保全活動への支援 ◇老朽化した土地改良施設の更新

目標指標

指標	単位	基準値	目標値	
		2018年度 (平成30年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
認定農業者数	人	24	25	27
認定新規就農者数	人	4	6	6
漁業従事者数（赤穂市漁協組合員数）	人	54	54	54
猟友会会員数	人	52	52	52
担い手への農地の集積率	%	44	50	60
多面的機能支払交付金事業 活動組織数	組織	20	20	20

関連個別計画

赤穂市鳥獣被害防止計画

⑰地域産業を振興し就労環境を充実する

現状と課題

- ◆今後の市内への企業誘致には、民間が所有する未利用地の把握と利活用が重要です。
- ◆地域産業の振興および既存企業の市外流出を防ぐためにも、市外からの企業誘致だけでなく、企業留置を目的とした市内企業の設備投資の促進が必要です。
- ◆大型小売店舗の進出や消費者ニーズの多様化、商業者の高齢化や後継者不足などにより、商店街の集客力の低下や空き店舗の増加が顕在化しているため、空き店舗等を活用した商店街の活性化が必要です。
- ◆中小・小規模企業者の経営状況やニーズに対応した経営支援体制の充実が求められています。
- ◆商業の振興を図るため、起業家への支援制度の周知や相談・支援体制の充実により、地域経済活性化の担い手ともなる新規創業の促進が必要です。
- ◆市民が働きやすい環境を整備し、安定した雇用の確保と就業条件の向上促進が必要です。
- ◆就業者がより健康で快適な勤労生活を送れるよう、勤労者福祉の向上に向けた取り組みが必要です。

施策の方針

地域産業の振興と雇用の場を確保するため、関係機関と連携し、市内企業への設備投資支援や赤穂インターチェンジなどの恵まれた地域特性を活かした企業誘致を進めます。

また、商工会議所などと連携を深め、中小・小規模企業者の経営基盤安定化や経営革新、新規創業を促し、商業の振興を図ります。

誰もが安心して働くことができる地域社会を目指し、就業機会の拡大・確保、就労環境の改善、勤労者福祉の向上を図ります。

施策の展開

項目		主要な取組
1	企業誘致と既存企業への支援	<ul style="list-style-type: none"> ◇ひょうご神戸投資サポートセンター等と連携し工場用地情報バンクを活用した企業立地活動の推進 ◇奨励金や税の軽減など市内の既存企業への設備投資の支援 ◇商工会議所などと連携した市内企業の育成と強化
2	にぎわいづくりや担い手育成による商業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ◇にぎわいづくりや空き店舗等の活用による商店街の活性化 ◇中小・小規模企業者への経営意識の啓発や経営相談・指導・研修事業などの支援による経営基盤の安定化 ◇商工会議所等と連携した相談・支援体制の充実による新規創業者の開業支援
3	雇用と就労環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇ハローワークやNPO法人などと連携した若者の就業支援 ◇シルバー人材センターの運営支援による高齢者の就業機会の確保 ◇勤労者福祉の向上

目標指標

指標	単位	基準値	目標値	
		2018年度 (平成30年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
製造業出荷額等（従業者4人以上の事業所）	億円	2,893	3,030	3,180
製造業事業所数（従業者4人以上の事業所）	事業所	95	97	100
製造事業所における従業者数 （従業者4人以上の事業所）	人	4,531	4,600	4,700
年間商品販売額	億円	586 (2016年度) (平成28年度)	594	602
商店数	店	410 (2016年度) (平成28年度)	410	410
有効求人倍率	倍	1.33	1.33	1.00以上

⑱ 魅力と集客力のある観光を振興する

現状と課題

- ◆観光地としてのイメージを定着させるために、明確なコンセプトに基づいた観光戦略を立てることが重要です。
- ◆本市の魅力を分かりやすく伝えるためには、観光戦略に基づく一元的なプロモーションが必要です。
- ◆観光産業をけん引役として地域経済の活性化を図るために、地域が一体となった取り組みが求められています。
- ◆より多くの観光客に訪問してもらうためには、インターネットやSNSを通じた情報発信力の強化が必要です。
- ◆新たな観光需要の喚起や外国人観光客の誘致のために、2つの日本遺産をはじめとする多彩な観光資源の有効活用が求められています。

施策の方針

一貫性のある観光戦略に基づき官民が一体となり、歴史・文化、温泉、海の幸といった多彩な地域資源を最大限に活用するとともに、さまざまな魅力を国内外へ積極的に情報発信しながら、観光産業による地域経済の活性化を図るなど、本市の観光を振興します。

施策の展開

項目		主要な取組
1	多彩な地域資源の活用・開発による魅力向上	<ul style="list-style-type: none"> ◇観光地としてのイメージ向上 ◇赤穂の温泉・食・歴史など地域資源の磨き上げと活用 ◇アウトドア等新たなコンテンツの開発 ◇観光客の視点に立った観光インフラ整備
2	情報発信強化による認知度アップ	<ul style="list-style-type: none"> ◇インターネット・SNS等を積極的に活用した情報発信 ◇ターゲットを絞った効果的な情報発信
3	外国人観光客の誘客	<ul style="list-style-type: none"> ◇日本遺産等の地域資源を活用した外国人誘客 ◇外国人観光客誘客のための積極的なプロモーション ◇外国人観光客受入環境の整備
4	観光推進体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ◇戦略的な観光振興と地域経済活性化に資する体制整備 ◇より効果的なマーケティングを行うためのデータ収集 ◇市内外の関係団体と連携し多様な魅力を活かした広域観光の推進

目標指標

指標	単位	基準値	目標値	
		2018年度 (平成30年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
観光消費額の増加率	%	—	1.5	2.0
宿泊者数	千人	276	290	300
観光ポータルサイト月間平均アクセス数	回	15,200	30,000	32,000

関連個別計画

赤穂観光アクションプログラム

⑱ 特色ある地域間交流を推進する

現状と課題

- ◆文化、スポーツ活動を通じて、市民レベルでの地域間・都市間交流を充実させることが求められています。
- ◆姉妹都市との継続的な交流を推進するため、交流事業への参加者確保や持続可能な事業実施体制の整備が求められています。
- ◆市民の国際理解と国際感覚の醸成を図るため、海外姉妹都市とのさらなる交流の促進、赤穂市国際交流協会の事業の充実、体制強化が求められています。
- ◆人口減少・少子高齢化によるマンパワーや財源が単独の自治体では対応できない行政課題が増加しており、広域連携による対策が必要です。
- ◆広域的な行政課題や共通した地域課題に対応するため、西播磨市町長会や兵庫・岡山両県隣接市町村地域振興協議会などとの国県要望や、備前市、上郡町との定住自立圏、姫路市を中心市とする8市8町での連携中枢都市圏の形成による共同事業の実施が必要です。

施策の方針

姉妹都市（茨城県笠間市・熊本県山鹿市・西オーストラリア州ロッキングハム市）および忠臣蔵にゆかりのある都市等との文化・スポーツを通じた交流など、特色ある交流活動を積極的に展開します。

「赤穂市国際交流協会」など国際交流団体との連携による交流を通じ、さまざまな国の文化や価値観を理解し、グローバル社会に対応した人材の育成や多文化共生に向けた環境整備を図ります。

市民の生活圏の拡大に加え、人口減少や災害など自治体の枠を超えて広域的に取り組むべき課題に対応するため、近隣自治体との連携・協力や機能分担など、地域特性を活かした広域連携を推進することで、市民が安心して快適な暮らしを営めるよう、地域経済と都市基盤の持続可能性を高めます。

施策の展開

項目		主要な取組
1	都市間交流の推進	◇文化、スポーツ交流事業の実施および支援による交流の推進 ◇防災・災害支援事業の実施 ◇その他市民親善交流の支援
2	国際交流の活性化	◇国際感覚醸成のための講座、交流会の開催支援 ◇海外姉妹都市との交流や相互訪問の実施 ◇日本語教室の開催支援
3	多様な広域行政の展開	◇西播磨市町長会などの協議会を通じた地域課題への対応
4	定住自立圏・連携中枢都市圏制度の推進	◇東備西播定住自立圏共生ビジョンの推進 ◇播磨圏域連携中枢都市圏ビジョンの推進

目標指標

指標	単位	基準値	目標値	
		2018年度 (平成30年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
忠臣蔵にゆかりのある都市交流	市	4	5	6
赤穂市国際交流協会個人・団体会員	人・団体	76	100	120
広域協議会等への提案で実現した事業数	件	1	1	2

⑳ 住み続けたいくなる赤穂市の魅力で移住・定住を促進する

現状と課題

- ◆人口減少を抑制するため、本市への移住・定住を促進するための魅力発信を強化することが必要です。
- ◆人口減少の進行に伴う地域コミュニティの衰退が懸念されるため、郷土を愛し守り続ける心を育むことが求められています。
- ◆若者の流出を防ぐため、赤穂に住み続けたいくなるようなまちを目指して、都市機能や住民サービス等の定住基盤を充実することが必要です。

施策の方針

人口減少を抑制し、まちの活力を維持していくため、郷土愛の醸成や子育て支援など、さまざまな取り組みにより、住み続けたいくなるような「住むのにちょうどいいまち赤穂」の魅力を発信し、転入者および在住者の移住・定住を促進します。

施策の展開

項目		主要な取組
1	赤穂の魅力発信	<ul style="list-style-type: none"> ◇定住相談員の配置 ◇定住相談会への参加・出展 ◇定住者の活動支援 ◇お試し暮らし住宅の利用促進 ◇婚活イベントによる移住・定住の促進 ◇U I J ターンの促進
2	郷土愛の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ◇地域・家庭と連携した「ふるさと意識を醸成する教育」の推進（関連施策㉑） ◇伝統文化継承の取組（関連施策㉒）
3	定住基盤の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇多様化するニーズに対応した子育て支援サービスの充実（関連施策②） ◇地域医療の充実（関連施策⑦） ◇地域の実情に応じた持続可能な公共交通の充実（関連施策⑫） ◇空き家バンク制度の活用（関連施策⑮） ◇地域との連携や助成制度の活用によるスムーズな就農への支援（関連施策⑯） ◇企業立地活動の推進（関連施策⑰） ◇ハローワークやNPO法人などと連携した若者の就業支援（関連施策⑰）

目標指標

指標	単位	基準値	目標値	
		2018年度 (平成30年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
定住相談会等への参加・出展数	回	11	13	15
お試し暮らし住宅利用件数	件	28	31	35

人

歴史と文化が息づく人とコミュニティを育むまちづくり

政 策	(8) 次代を担う人材を育てる教育の推進 (9) 歴史や文化、スポーツを通じた市民が活躍できる 地域コミュニティの構築 (10) 市民と協働する市政運営の推進
--------	--

② 夢と志を育むことのできる教育環境をつくる

現状と課題

- ◆希望者全員が3歳児保育を利用できる体制の整備が必要です。
- ◆「生きる力」を育むための創意工夫をいかした特色ある教育活動の展開が必要です。
- ◆小学校における外国語の教科化によるグローバルな人材育成が必要です。
- ◆SNS、インターネットの普及により多発する問題への対応が求められています。
- ◆健やかな体の育成をめざした健康教育の充実と体力・運動能力の向上が必要です。
- ◆特別な教育的支援を必要とする児童生徒の増加に対応した環境整備が求められています。
- ◆コミュニティ・スクールを核とし、学校・家庭・地域が連携した教育活動の展開が必要です。
- ◆予防保全型の考えによる施設等の長寿命化が求められています。
- ◆GIGAスクール構想の実現に向けたICT環境の整備とその活用が必要です。

施策の方針

赤穂の自然・歴史・文化に学び、生涯にわたり夢と志を育むことができる教育、人づくりを進め「生きる力」を育みます。

支援を必要とする子どもが、自らの能力や可能性を最大限に発揮し、積極的な社会参加を実現できる教育を進めるとともに、学校と保護者・地域と一緒に協働しながら子どもたちの豊かな学びと成長を支える学校園づくりを進めます。

また、学校施設の老朽化対策をはじめとした施設・設備の計画的な整備を行うとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整えプログラミング教育などの充実を図ります。

施策の展開

項目		主要な取組
1	幼稚園教育内容の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開できるような教育環境の整備 ◇教員の研修機会の充実、家庭や地域社会との連携による幼児教育の質の向上 ◇3歳児保育の利用ニーズを踏まえた体制整備 ◇市の実情にあった就学前教育・保育のあり方についての検討

2	「確かな学力」、「豊かなこころ」を育む教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇「主體的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善や体験活動および個に対応した学習の充実 ◇地域・家庭と連携した「ふるさと意識を醸成する教育」の推進 ◇国際理解教育の推進 ◇外国語指導助手(A L T)等との外国語を用いたふれあいや対話、討論の機会の充実によるコミュニケーション能力の育成 ◇プログラミング教育の充実 ◇SNS、インターネット被害に対応する教育の充実 ◇時代に即した教育現場での情報発信技術の活用
3	「すこやかな体」の育成	<ul style="list-style-type: none"> ◇「早寝 早起き 朝ごはん」運動の推進 ◇児童・生徒の「基礎体力・運動能力」の向上
4	指導体制・内容の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇校園内等における障がいの状態や特性等に応じた専門的かつ適切な支援・指導体制のさらなる充実 ◇障がいの状態や特性等に応じた就学指導・進路指導の推進 ◇自立と積極的な社会参加を推進する施策の展開 ◇児童・保護者への相談体制の充実
5	コミュニティ・スクール等による地域協働の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇学校園・地域のさらなる協働文化の構築 ◇地域参画による教育活動の充実 ◇地域人材の積極的な活用の推進 ◇関西福祉大学等との連携強化による教育内容の充実
6	学校施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ◇施設等の長寿命化の視点にたった改修 ◇予防保全による計画的な整備 ◇学校給食センターの建替整備
7	情報教育環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> ◇学校 I C T 環境の整備と活用

目標指標

指標	単位	基準値	目標値	
		2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
体力・運動能力調査結果の向上	項目	4割が県平均以上	5割が県平均以上	7割が県平均以上
小中学校の特別支援教育指導補助員の人数	人	9	15	20
地域人材を活用した取組数	回	3	9	12
指標	単位	2018年度 (平成30年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
学習用コンピュータ1台あたり児童生徒数	台	7.48	1.00	1.00

関連個別計画

赤穂市教育振興基本計画

赤穂市立小中学校個別施設計画

赤穂市子ども・子育て支援事業計画

②未来を拓く青少年の若い力を育てる

現状と課題

- ◆都市化、核家族化の進行による人間関係の希薄化と地域社会・家庭の持つ教育力の低下に対して、学校・家庭・地域の連携による青少年育成が求められています。
- ◆地域において安心して子どもを育てることのできる環境づくりが求められています。
- ◆幼児・児童・生徒のさらなる多様化と個性化に対応した指導や教育相談活動の継続・拡充をめざし、指導内容の充実と教育相談窓口の充実が必要です。

施策の方針

学校・家庭・地域が一体となり、赤穂の未来を拓く青少年がすこやかに育ち、自立した社会の一員として成長する環境づくりを進めます。

また、公民館や学校運営協議会等の充実を図り、地域が一体となった青少年育成を目指します。

ストレスや精神的な不安を抱える幼児・児童・生徒やその保護者に対して、安心して相談できる相談窓口の充実として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用充実を進めます。

施策の展開

項目		主要な取組
1	青少年健全育成の推進	◇学校・家庭・地域が一体となつての青少年の成長に好ましい環境づくり ◇青少年が参加する地域ふれあい活動の推進 ◇地域社会と協働した事業の推進
2	家庭教育の充実	◇P T A 活動の支援による家庭教育力の向上
3	指導相談活動の充実	◇いじめや家庭環境等に対応する指導・相談活動の充実

目標指標

指標	単位	基準値	目標値	
		2019 年度 (令和元年度)	2025 年度 (令和 7 年度)	2030 年度 (令和 12 年度)
スクール・カウンセラーの各校配置 (連携校を含む)	校	15	15	15

関連個別計画

赤穂市教育振興基本計画

⑬生涯にわたり主体的に学び楽しめる環境をつくる

現状と課題

- ◆個人の価値観の変化に伴う市民の学習ニーズの多様化に答え、それぞれのライフステージに即した生涯学習の総合的な推進が求められています。
- ◆公民館や図書館におけるサークル活動等の担い手が高齢化し、今後の活動の硬直化や縮小が懸念されることから、従来 of 活動にとどまらない生涯学習機会の充実・創出が必要です。
- ◆個人や団体の読書や学習、調査研究を継続的に支援するため、利用者のニーズを把握しながら計画的な図書整備・充実を図ることが必要です。
- ◆図書館では、市民の読書活動促進のため、さまざまな図書情報の発信に努めています。今後も新着図書案内、話題の本・ふるさと情報コーナー等の設置による図書館情報の積極的な提供・発信が求められています。
- ◆市民のニーズに合った講座・教室の実施によりサービスの充実を図ることが必要です。
- ◆市民が安心して利用できるために、公民館やスポーツ施設の長寿命化対策など、計画的な整備が必要です。
- ◆健康増進への関心により、スポーツに対しての目的や内容が多様化しています。市民のニーズに合ったスポーツ活動の推進が必要です。
- ◆少子化によって部活動・スポーツ少年団員が減少しており、地域によるサポート、また地域間の交流を促進した活性化が求められています。

施策の方針

市民が生涯にわたり主体的に学び、楽しむことができるよう、生涯学習機会の提供を図ります。既存の公民館の計画的な改修を進め、安心・安全に利用できる公民館づくりに取り組みます。

図書館については、図書の貸出・閲覧を中心に、各種講座・教室の開催によるサービスの充実や新着図書案内、話題の本・ふるさと情報など図書館情報の積極的な提供・発信を行うなど、市民の利便性の向上を図りながら、滞在型図書館を目指します。

また、健康で活力ある市民生活や地域社会の活性化のため、すべての市民が生活の一部としてスポーツ活動や健康づくり活動を行うことができる「スポーツ先進都市」を目指し、スポーツ施設の整備・拡充および有効活用を進めるなど、スポーツ活動の場と機会の充実を推進します。

施策の展開

項目		主要な取組
1	生涯学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇市民ニーズに合った講座を行うなど、生涯学習の機会の充実 ◇市民の自主的な学習活動を支援 ◇多様化する市民ニーズに対応した生涯学習の推進体制 ◇公民館登録サークルへの参加呼びかけ ◇老朽化に伴う生涯学習施設の整備促進
2	図書館サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇利用者のニーズに合った蔵書の充実と計画的な図書の整備 ◇新着図書案内、話題の本・ふるさと情報等図書館情報の発信 ◇市民のニーズに合った講座や教室を行うなど、サービスの充実 ◇活動団体のグループ育成と登録団体への支援
3	各種スポーツ施設の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇地区体育館等の各種スポーツ施設の整備充実 ◇各種運動施設の利用促進 ◇各運動施設の長寿命化に向けた計画的な維持補修・更新
4	スポーツ活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇健康で豊かな生活を送ることのできる生涯スポーツの促進 ◇観光施策と連携したスポーツ大会等の開催 ◇スポーツ団体の育成・強化 ◇地域と連携した部活動の育成・強化 ◇地域と連携した行事等の開催

目標指標

指標	単位	基準値	目標値	
		2018年度 (平成30年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
公民館登録サークル利用者数	人	42,511	43,000	43,000
図書館における活動団体数	団体	60	70	75
各種スポーツ施設の利用者数	人	506,088	515,000	530,000
スポーツ大会の参加人数	人	18,715	19,000	20,000
スポーツ少年団登録者数	人	742	750	750
部活動指導員登録者数	人	2	5	7
地域の資源を活かした「赤穂トレックウォーク」等の開催	人	36	100	100

関連個別計画

赤穂市教育振興基本計画

赤穂市スポーツ推進計画

赤穂市子ども読書活動推進計画

②④互いが尊重しあいすべての人が自分らしく
生きることができる社会を実現する

現状と課題

- ◆あらゆる差別やいじめ、インターネットによる人権侵害を解消するための教育・啓発活動を推進することが必要です。
- ◆制度や慣行において、性別による固定的な役割分担意識の変化はみられますが、態度や行動に現れる点において十分ではないため、さらなる啓発が必要です。
- ◆性別に関係なく個性や能力を発揮できる環境づくりが求められています。

施策の方針

お互いの人権を尊重し、市民一人ひとりがあらゆる分野で個性と能力を発揮し、お互いに支えあうことのできる社会づくりを目指し、行政のみならず、赤穂市民民主促進協議会内の各部会、赤穂市女性団体懇話会、人権擁護委員とともに、人権・男女共同参画に関する施策を推進します。

施策の展開

項目		主要な取組
1	啓発事業の実施	◇人権啓発地域リーダー研修・人権啓発住民学習会への支援 ◇男女共同参画フォーラム・男女共同参画市民講座・DV防止講演会の開催 ◇女性のための働き方セミナーの内容の充実
2	相談事業の実施	◇相談業務の継続実施

目標指標

指標	単位	基準値	目標値	
		2018年度 (平成30年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
地域リーダー研修・住民学習会等の参加人数	人	3,540	3,600	3,600
フォーラム・市民講座・DV講演会の参加人数	人	888	900	900
女性問題相談・女性専門相談の件数	件	93	100	100

関連個別計画

赤穂市人権教育・啓発基本計画

赤穂市男女共同参画プラン

②⑤歴史文化遺産を保存継承し未来に向けて活用する

現状と課題

- ◆地域の多様な歴史文化遺産が周知されないまま消滅する危機にさらされており、積極的な顕彰と保護を図っていくことが必要です。
- ◆歴史文化遺産を活用したまちづくりへのニーズが高まっているため、普及活用手段の充実が求められています。
- ◆市所有の文化財が分散保管されるなど、体系的かつ効果的な管理・公開ができない現状にあるため、これらを集約的に管理・活用するための拠点づくりが必要です。
- ◆少子高齢化によって地域伝統文化の継承が困難になってきており、担い手の確保が求められています。
- ◆豊かな感性と人間性を育むため、音楽・舞台・演劇等、質の高い芸術に触れる機会の提供が求められています。
- ◆芸術文化活動の拠点としての公民館の施設および設備の充実を図り、市文化協会や公民館登録サークルの活動支援を促進することが必要です。

施策の方針

未指定文化財を含めた、地域に根ざした多様な歴史文化遺産の調査や整備を行い、その周知・保護・継承を進めます。また、貴重な文化財の公開・活用を進めるとともに、赤穂城跡・歴史博物館・民俗資料館など施設の充実・活用を図り、多くの人々が本市の歴史や文化に親しめる環境づくりを推進します。

文化芸術団体を支援・育成するとともに、その成果を発表する機会の充実を図り、歴史文化遺産を活かした文化の薫るまちづくりを進めます。公民館講座等においては、郷土の歴史を学ぶ講座を実施し、郷土への理解を深めます。

施策の展開

項目		主要な取組
1	歴史文化遺産の調査研究・保全・整備	◇歴史資源の保全整備 ◇各種文化財の調査研究
2	歴史文化遺産の市民への周知	◇普及啓発資料の作成と公開活用事業の実施 ◇文化財保存・公開施設の充実 ◇伝統文化継承の取組
3	文化施設と文化芸術活動の充実	◇市内文化施設の利用者・来館者の快適性の向上に向けた適切な維持管理 ◇魅力あふれる質の高い芸術にふれる機会の創出 ◇市民の文化活動の支援・育成
4	特色ある文化活動の推進	◇赤穂義士や歴史に関する講座の開催や赤穂ゆかりの資料・美術品の収集・展示

目標指標

指標	単位	基準値	目標値	
		2018年度 (平成30年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
文化財公開施設の入館（園）者数（6ヵ所）	人	75,106	77,000	78,400
赤穂城跡二之丸庭園整備の進捗率	%	72.2	95	100

関連個別計画

赤穂市教育振興基本計画

②6 地域の多様なコミュニティ活動を活性化する

現状と課題

- ◆価値観の多様化やプライバシー意識の高まりにより、地域への愛着、帰属意識が希薄化しつつあるため、地域コミュニティ活動を活性化することが求められています。
- ◆地域住民が自ら伝統文化や地域環境を守るなど、魅力ある地域づくりを行うとともに、平常時から地域の連帯感を高め、災害時の相互扶助の精神を育むことが必要です。

施策の方針

自治会やPTA、老人会、女性会、学校園等、地域で活動するさまざまなコミュニティ団体の活動を支援し、地域コミュニティの維持、活性化を図り、市民一人ひとりの地域コミュニティへの参加を促進します。

また、地区公民館、コミュニティセンター等を拠点に、地域の連帯感の向上を図ります。

施策の展開

項目		主要な取組
1	まちづくり活動の推進	◇それぞれの地域の特性を活かしたまちづくり活動への支援
2	小規模高齢化集落の防止	◇西部、北部地域におけるコミュニティ活動拠点としてのコミュニティセンター等の維持、長寿命化

目標指標

指標	単位	基準値	目標値	
		2018年度 (平成30年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
まちづくり連絡（推進）協議会活動の延べ参加人員	人	28,739	30,000	32,000
コミュニティセンター等の延べ利用人数	人	8,653	10,000	10,000

⑳ 市民に開かれた健全で効率的な行財政運営を推進する

現状と課題

- ◆ 行政のさまざまな分野において、行政手続のオンライン化等の情報通信技術を活用した市民サービスの向上が求められています。
- ◆ 行政手続のオンライン化を進めるためには、本人確認に必要となるマイナンバーカードの普及が必要です。
- ◆ AI・RPA等のICTを活用した業務効率化が求められています。
- ◆ 幅広い年代の市民に「伝わる」、より効果的で質の高い情報発信が求められています。
- ◆ 市民や学生の市政への参加意識の向上を図るため、市長との意見交換会の機会を拡大していくことが必要です。
- ◆ 社会保障関係費が高い水準で推移するほか、インフラの老朽化対策費用など、行政需要のさらなる増加が予測され、また、安定的な財源の確保が困難な状況にあることから、行財政体質の充実と強化を図ることが必要です。
- ◆ 社会情勢の変化に的確に対応できる人材の育成が求められています。
- ◆ 適正な定員管理、人事労務管理への対応が必要です。

施策の方針

日々進歩する情報通信技術を効果的に活用し、行財政事務の効率化・高度化を図るとともに、行政手続の簡素化、多様化および質の高い行政サービスの提供に努めます。さらに、あらゆる世代の市民がICTの利便性を享受できるような環境の整備を推進します。

市民との協働によるまちづくりを推進するため、多様な媒体を通じ市民と行政の情報の共有化に努めながら、さまざまな計画等の政策立案過程において、市民から広く意見を募集するなど、市民の市政参画機会の充実を図るとともに、社会環境の変化や複雑・多様化する市民ニーズに的確に対応するため、適切かつ健全で効率的な行財政運営の推進や職員の資質向上を図ります。

また、関西福祉大学との連携を推進し、高等教育機関の持つ機能・資源を市政に活用します。

施策の展開

項目		主要な取組
1	高度化する情報通信技術への対応と行政サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 行政手続のオンライン化推進 ◇ マイナンバーカードの有効活用 ◇ マイナンバーカードの申請・交付機会の拡充 ◇ AI・RPA等ICTを活用した業務の推進 ◇ デジタル・ディバイド（ICTの利用格差）の是正 ◇ 行政情報のオープンデータ化の推進

2	情報通信基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ◇情報システムのクラウド化・集約化（コスト削減と事務の効率化） ◇情報セキュリティ対策の徹底（個人情報の確実な保護） ◇情報通信基盤の維持・改善 ◇AI・RPA等ICTを活用した業務の推進
3	広報・広聴の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇職員一人一人の広報力の育成 ◇見やすいホームページによる効果的な情報発信 ◇広報紙や情報アプリ等、多様な媒体を活用し積極的かつ効果的な情報発信 ◇市長との直接対話集会等の開催による広聴の充実
4	計画づくりへの市民参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ◇審議会等における市民からの委員募集 ◇計画等策定時におけるパブリックコメント等の実施
5	関西福祉大学との連携	<ul style="list-style-type: none"> ◇高等教育機関の持つ機能・資源の市政への活用
6	適切かつ健全で効率的な行財政運営の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇事務事業全般にわたる費用対効果、必要性、後年度負担等の精査・見直し ◇財源の効率的かつ重点的な配分 ◇自主財源の積極的な確保 ◇市債残高の縮減
7	組織や人事管理の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ◇プロジェクトチーム等を活用した、効率的な組織体制の構築 ◇職員の雇用形態や民間委託等による執行体制の見直しと、適正な定員管理 ◇職員研修による、職員の資質向上とコンプライアンスの徹底

目標指標

指標	単位	基準値	目標値	
		2018年度 (平成30年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
電子申請の利用状況	件	54,961	58,000	65,000
マイナンバーカードの交付率	%	13.9	96.0	96.0
ホームページの年間アクセス件数	件	708,771	780,000	800,000
まちづくり活動団体等と市長との意見交換会	回	11	20	25
実質公債費比率	%	10.1	7.0~8.0	6.0~7.0
将来負担比率	%	128.3	110~120	100~110

関連個別計画

赤穂市公共施設等総合管理計画

2030赤穂市総合計画の施策 とSDG s との関係性について

①SDGsの概要と意義

- SDGs（エスディージーズ）とは、2015年（平成27年）9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」のことで、2030年（令和12年）を期限とする、先進国を含む国際社会全体の共通目標です。
- 2015年（平成27年）までを期限としていた発展途上国向けの開発目標MDGs（ミレニアム開発目標）の後続として採択されたSDGsは、持続可能な世界を実現するための包括的な17のゴールおよび細分化された169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを理念とした経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取組が示されています。
- わが国においては、2016年（平成28年）5月に政府内にSDGs推進本部を設置、同年12月には、SDGsの実施指針が決定されており、各自治体に対し、各種計画や戦略・方針等の策定の際にSDGsの要素を最大限反映するよう求めています。
- また、2017年（平成29年）12月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略2017改訂版」においても、地方でのSDGsの推進が地方創生に資するとして、SDGsを行政・民間事業者・住民等の異なるステークホルダー間における共通言語として活用することにより、政策目標の理解が進展し、自治体業務の合理的な連携の促進が可能であると示しています。

②SDGsと2030赤穂市総合計画

- 2030赤穂市総合計画においては、「人」・「地域」・「団体」が一体となり、将来像である「自然と歴史に育まれ 笑顔と希望があふれる 活力あるまち」の実現に向けて、「安心」・「快適」・「元気」・「人」からなる4つの柱のもと、10の政策とそれに基づく27の施策に取り組めます。
- 2030赤穂市総合計画で取り組む方向性は、国際社会全体の開発目標であるSDGsとスケールは違うものの、その目指すべき方向性は同様であることから、2030赤穂市総合計画の推進を図ることで、SDGsの目標達成に貢献できるものと考えます。
(※2030赤穂市総合計画とSDGsの関係性は95ページの一覧表に示しています)。

▼SDGsの17の目標とその内容

<p>1 貧困をなくそう</p> 	<p>貧困をなくそう あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> 	<p>人や国の不平等をなくそう 国内および国家間の不平等を是正する</p>
<p>2 飢餓をゼロに</p> 	<p>飢餓をゼロに 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する</p>	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p>住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p>すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する</p>	<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p>つくる責任 つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する</p>
<p>4 質の高い教育をみんなに</p> 	<p>質の高い教育をみんなに すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>	<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> 	<p>気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る</p>
<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> 	<p>ジェンダー平等を実現しよう ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る</p>	<p>14 海の豊かさを守ろう</p> 	<p>海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する</p>
<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> 	<p>安全な水とトイレを世界中に すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する</p>	<p>15 陸の豊かさも守ろう</p> 	<p>陸の豊かさも守ろう 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> 	<p>エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>	<p>16 平和と公正をすべての人に</p> 	<p>平和と公正をすべての人に 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する</p>
<p>8 働きがいも経済成長も</p> 	<p>働きがいも経済成長も すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する</p>	<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> 	<p>パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>
<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> 	<p>産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る</p>		

▼2030 赤穂市総合計画と SDG s 17 のゴールの関係性

○次の表は、行政（2030 赤穂市総合計画の施策）と SDGs（17 のゴール）の一般的な関係性を示したものです。

将来像を実現するための4つの柱		政策	施策番号	SDGsのゴール																		
				1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を實現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナリシップで目標を達成しよう		
安心	誰もが健やかに暮らせる安心と安全のまちづくり	(1)誰もが安心して暮らせる地域社会の構築	①	●	●		●					●		●	●					●		
			②	●	●	●	●	●				●			●					●	●	
			③	●	●		●					●		●	●						●	●
			④	●				●					●								●	●
			⑤	●	●	●						●		●								●
		(2)健康づくりの推進といのちを守る地域医療の充実	⑥		●	●																●
			⑦	●	●	●											●					●
			⑧	●													●					●
			⑨	●													●					●
			⑩					●	●								●				●	●
快適	(4)快適で魅力ある都市空間の形成	⑪		●										●		●				●		
		⑫	●											●		●				●		
		⑬												●	●	●					●	
	(5)自然環境の保全と住環境の充実	⑭			●			●	●		●		●	●	●	●	●				●	
		⑮	●										●	●	●						●	
元気	(6)活力とにぎわいのある地域産業の振興	⑯		●		●			●	●	●	●	●			●				●		
		⑰	●		●	●				●	●	●									●	
		⑱				●					●									●	●	
	(7)さまざまな人・地域との活気ある交流の促進	⑲				●					●									●	●	
		⑳									●										●	●
人	(8)次代を担う人材を育てる教育の推進	㉑	●	●	●	●	●					●		●	●	●	●			●	●	
		㉒	●		●	●	●				●										●	●
	(9)歴史や文化、スポーツを通じた市民が活躍できる地域コミュニティの構築	㉓			●	●						●	●		●							●
		㉔	●			●	●				●		●								●	●
		㉕				●					●			●								●
		㉖												●	●						●	●
	(10)市民と協働する市政運営の推進	㉗	●			●	●													●	●	

用語の解説

あ行

I o T

Internet of Things の略語で、家電、自動車などさまざまなモノに通信機能を搭載して、インターネットに接続・連携させる技術のこと。

I C T

Information and Communication Technology の略語で、情報通信技術の意味を表し、インターネット等の通信とコンピュータとを駆使する情報技術のこと。

R P A

Robotic Process Automation の略語で、パソコンの中にあるソフトウェア型のロボットが、デスクワーク（主に定型作業）を代行・自動化する概念のこと。

アウトリーチ

生活上の課題を抱えながらも自ら援助にアクセスできない個人や家族に対し、家庭や学校等への訪問支援、当事者が出向きやすい場所での相談会の開催、地域におけるニーズ発見の場や関係づくりなどにより、支援につながるよう積極的に働きかける取組のこと。

アクセス

接続、つながり。

インフラ

インフラストラクチャーの略語で、産業や生活の基盤として整備される施設のこと。

A I

Artificial Intelligence の略語で、学習・推理・判断などの人間が行っている知的な作業をコンピュータ上で人工的に実現する技術。一般的に人工知能と呼ばれている。

エジンバラ産後うつ病質問票

1987年（昭和62年）に英国で開発された自己記入式の質問票で、産後うつ病のリスクを計る指標の一つとして国内外で最も広く使用されている。

S N S

Social Networking Service の略語。共通の趣味等を持つ人達との交流を目的としたインターネット上のサービスの総称のこと。投稿者（人や企業）がインターネット上に情報を掲載することにより、その内容に興味のある人が容易に情報を得ることができる。

N P O

Non Profit Organization の略語で、営利を目的とせず、社会貢献活動を行っているボランティア団体や市民活動団体などの民間非営利組織のこと。

オープンデータ

機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータで、人手を多くかけずにデータの二次利用を可能とするもの。

温室効果ガス

太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある、大気中の二酸化炭素やメタンなどのガス。

か行

介護予防リーダー

地域介護予防教室や自主グループ活動などを通じ介護予防活動を主体的に行うボランティア。

G I G A スクール構想

Global and Innovation Gateway for ALL の略語。義務教育の児童生徒 1 人 1 台端末、および高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させる構想のこと。

救急輪番体制

各市や郡単位等の地域ごとに、休日や夜間に対応できる病院（一部有床診療所）が日を決めて順番に担当する救急体制。

業務継続・受援体制

災害時等の非常事態においても、その応急対策や復旧・復興対策とは別に、途絶えることなく処理すべき通常業務を継続的に行え、また、こうした事態の中での人的応援を円滑に受け入れることのできる体制のこと。

クラウド化

庁内の情報システムなどで、庁内にコンピュータを設置して運用してきたシステムを、インターネットや VPN を通じて外部の事業者のクラウドサービスを利用する形に置き換えること。

グリーンカーテン

自然の力を利用した夏場の省エネルギー対策として、ツル性の植物を窓の外や壁面に張ったネットなどに這わせて、カーテンのように覆ったもの。

グローバル化

国家・文化・経済・政治等、人間の諸活動やコミュニケーションについて、国や地域等の地理的境界や枠組みを越えて地球規模で統合・一体化が進むこと。

ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。

健康寿命

健康上の問題がない状態で日常生活を送れる期間のこと。平均寿命から寝たきりや認知症など介護状態の期間を差し引いた期間。

広域救急医療体制

ドクターヘリ等の活用も視野に入れた広域的な救急医療体制のこと。

耕作放棄地

農作物が 1 年以上作付けされず、この数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地（田畑、果樹園）。

交流人口

その地域に居住する定住人口の対となる概念で、その地域を訪れる人のこと。

国立社会保障・人口問題研究所

厚生労働省の研究機関で、人口・世帯数の将来推計や社会保障費に関する統計の作成・調査研究などを行っている。

コミュニティ活動

同じ地域の住民が、地域をより良くするために活動する、住民同士のつながりに基づく参加型の自治活動。

コミュニティ・スクール

学校運営協議会制度。学校と保護者や地域がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支えることを目的とした協議会。

コミュニティバス

既存の路線バス等で対応することができない地域の実情に応じて、自治体等が主体となって運行する乗合バス。

コンセプト

企画・広告などで、全体を貫く基本的な観点・考え方。

コンテンツ

情報の中身。

コンパクト・プラス・ネットワーク

特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。

コンプライアンス

法令遵守のこと。

さ行

再生可能エネルギー

自然界で起こる現象から取り出すことができ、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しない、永続的に利用できると思われるエネルギー。例として太陽光・風力・水力・波力・地熱等がある。

3R

Reduce(リデュース:減らす=排出抑制)、Reuse(リユース:再使用)、Recycle(リサイクル:再資源化)の頭文字をとったもの。

市街地景観形成地区

すぐれた市街地景観を創造し、または保全する必要がある地区について、地区の目指すべき景観に応じた景観形成基準を定めるとともに、地区内では建築物等の新築・増改築などの行為についての届出を通じて、地区の景観の形成を図るもの。

実質公債費比率

地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの。

児童虐待

子どもの心や体を傷つけ、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与える行為のことで、身体的虐待、心理的虐待（言葉のおどしや無視）、ネグレクト（養育・保護の怠慢、拒否）、性的虐待に分類される。

姉妹都市

文化交流や親善を目的として結びついた都市と都市。

住宅ストック

過去に建築され、現在も存在している膨大な住宅（建築）資産のこと。

集約型都市構造化

都市圏を高密度な拠点のネットワーク構造に転換していくこと。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される社会のこと。「資源循環型社会」ともいう。

小規模高齢化集落

世帯数 19 戸以下かつ高齢化率 50%以上の集落。

将来負担比率

地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの。

食育

様々な経験を通じて食に関する知識や食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

シルバー人材センター

高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、地域単位で設置されている高齢者の自主的な団体で、臨時的・短期的な仕事を、請負・委任の形式で行う公益法人。

推計人口

一般には、過去の人口動向等を踏まえ、将来の人口について推計したもの。

スクールカウンセラー

教育機関において心理相談業務に従事する専門スタッフ。

ステークホルダー

企業や行政、NPOなどの組織が活動を行うことで影響を受ける利害関係者。経営者、従業員、顧客、金融機関、地域住民、行政機関など、組織の活動に関わるすべての人がステークホルダーとなる。

生活習慣病

食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群。

成年後見制度

家庭裁判所の手続きを通じて、成年後見人・保佐人等が、認知症や障がいにより判断能力が十分でない人を保護するため、その人の身の回りに配慮した財産管理等を行う制度。

生物の多様性

生態系・生物群系または地球全体に、多様な生物が存在していること。種内の多様性（遺伝的多様性）、種間の多様性（種多様性）、及び生態系の多様性の3段階で扱われることが多い。

た行

ターゲット

標的のことで、一般には販売などの対象（者）を指す。

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、その結果、男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべきという考え方。

地域ブランド

地域＋商品・サービスを名称とすることによって、それ自体を一体化して、商品・サービス、ひいては地域そのものの価値を高めようとするもの。

地域包括ケアシステム

要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで送ることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。

地域包括支援センター

保健師や社会福祉士、主任介護支援専門員などを配置して、3職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持と生活の安定のために必要な援助を行い、保健医療の向上と福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設のこと。

地球温暖化

地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に見て上昇する現象。

地産地消

地域で生産されたものをその地域で消費すること。

地籍調査

土地における地籍（土地に関する戸籍）の明確化を図ることを目的として、国土調査法に基づき一筆ごとの土地の所有者、地番、地目および境界の調査と面積に関する測量を行い、精度の高い地図等（地籍図、地籍簿）を作成する事業。

地方分権

政治・行政において、国から地方自治体への権限移管により、住民に身近な行政サービスをその地域で決められるようにすること。

長寿命化

消耗品やインフラ等の耐久性を向上させ、改修や補修等により施設が長持ちするようになること。

定住自立圏

中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能等を確保するための構想を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成するもの。

低炭素社会

地球温暖化の原因となる二酸化炭素等の排出を、現状の産業構造やライフスタイルを変えることで低く抑えた社会のこと。

DV

Domestic Violence の略語。配偶者や恋人などによって振るわれる暴力のこと。身体的暴力だけでなく、言葉の暴力や相手の存在を理由なく無視するなど、心理的に苦痛を与えることも含んでいる。

デマンドタクシー

利用者の要望に応じ、運行ルート・時間・乗降場所等を柔軟に対応する仕組み。(電話での事前予約が必要)

特定空家

そのまま放置すれば著しく保安上危険な状態(倒壊等)、著しく衛生上有害な状態、著しく景観を損なう状態、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態であると認められる空家。

特定健康診査

40歳から74歳のかたを対象に、加入している健康保険組合等(医療保険者)が実施するもので、生活習慣病の前段階といえるメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)を予防・改善するための健康診査。

特定妊婦

出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のこと。

特別指定区域制度

市街化調整区域の土地利用に関する兵庫県の制度。市や地域のまちづくり団体が住民と協働して、地域の課題を解決し、その将来の姿を描く土地利用計画を策定した場合に、市からの申出により、県が条例で特別指定区域を指定し、市街化調整区域の建築許可要件の一部を緩和することにより、計画に沿ったまちづくりを実現する制度。

都市のスポンジ化

空き家や空き地が多数発生し、多数の穴を持つスポンジのように都市の密度が低下すること。

な行

二次救急医療体制

入院治療や手術を必要とする重症患者様に対応する救急医療体制。

日本遺産

文化庁により認定された、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリー。

認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者・農業生産法人のこと。

農地中間管理機構

農地所有者と農業経営者（担い手）の間に立ち、「信頼できる農地の中間的受け皿」としての役割を担い、農地利用の集積・集約化を行う機構。「農地バンク」、「農地集積バンク」ともいう。

は行

ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所や避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図のこと。

パブリックコメント

公的機関が条例や計画を企画立案する場合に、その策定しようとする計画等の趣旨・目的・内容等の必要な事項を広く公表し、それに対して住民等から寄せられた意見のこと、または、こうした手続きのこと。

PET-CT 検診

がん治療で使われる最先端の画像診断装置（ポジトロン断層撮影装置とコンピュータ断層撮影装置を組み合わせた機器）を使った検診のこと。

P D C A サイクル

マネジメントサイクルの1つで、計画（plan）、実行（do）、評価（check）、改善（act）のプロセスを順に実施すること。

避難行動要支援者

要配慮者（高齢者、障がいのある人、乳幼児、その他の特に配慮を要する人）のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人のこと。

費用対効果

支出した費用に対して得られる効果のこと。

フレイル予防

高齢期に病気や老化などによる影響を受けて、心身の活力（筋力や認知機能など）を含む生活機能が低下し、将来要介護状態となる危険性が高い状態になることの予防。

プログラミング教育

プログラミング的思考（プログラミングを行う際に必要となる論理的思考力）を育てる教育のこと。

プロモーション

消費者の購買意欲を喚起するための活動のこと。

ポータルサイト

インターネットにアクセスするときその入り口となるウェブサイトのこと。

ま行

マイナンバーカード

住民の申請により無料で交付されるプラスチック製のカードで、本人確認のための身分証明書として、また、税・社会保障・災害対策の法令で定められた手続きを行う際の番号確認に利用できる。

マーケティング

顧客が真に求める商品やサービスを作り、その情報を届け、顧客がその価値を効果的に得られるようにするための活動。

や行

有効求人倍率

月間有効求職者数に対する月間有効求人数の割合。

U I J ターン

大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のことであり、Uターンは出身地に戻る形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す。

ユニバーサル社会

年齢、性別、障がいの有無、文化等の違いに関わりなく、誰もが地域社会の一員として尊重され、互いに支え合い、一人ひとりが持てる力を発揮して活動することができる社会のこと。

ら行

ライフサイクルコスト

製品や構造物（建物や橋、道路など）が整備されてから、その役割・供用を終えるまでに必要となる総費用額。

ライフスタイル

生活の様式や価値観。

ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。家族については新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられる。

リカレント教育

義務教育や基礎教育を終えて労働に従事するようになってからも、個人が必要とすれば教育機関に戻って学ぶことができる教育システム。

立地適正化計画制度

行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを促進するための都市計画上の制度。

連携中枢都市圏

地域において、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための都市圏を形成するもの。

労働力人口

15歳以上の人口のうち、「就業者」と「完全失業者」を合わせたもの。

わ行

ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和。老若男女誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域社会等においても、人生の各段階に応じて、多様な生き方が選択・実現できること。